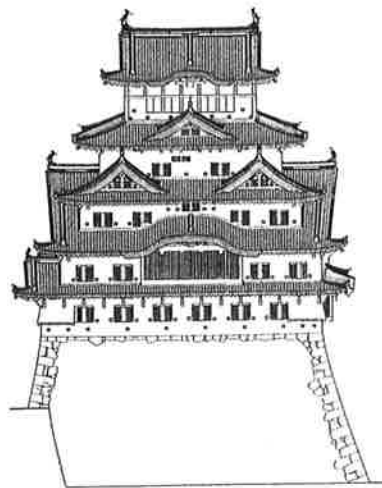


日本イコモス国内委員会

JAPAN ICOMOS INFORMATION

第4期 第11号 2000年6月19日 発行



目次

ICOMOS と世界遺産	石井 昭	1
2000年次第2回理事会（拡大理事会）報告	上野邦一・他	2
研究会「世界遺産をめぐる諸問題」		
世界遺産条約の今日	本中 眞	6
世界遺産のモニタリング	稲葉信子	11
イコモス法律、行政、財政問題に関する委員会第2回会議について	河野俊行	15
考古学的遺産の管理運営国際委員会（ICHAM）の現状	小野 昭・岸本雅敏	17
シリアのアインダーラ神殿遺跡の保存修復	西浦忠輝	20
レバノンの文化財とその現状	松本 健	23
エジプトの総合開発計画とイスラーム考古学の危機	川床睦夫	27
Intangible Heritage をめぐる討論について — 2002年の		
イコモス総会にむけての準備の必要性	大河直躬	33
「ユネスコ・アジア文化センター遺産保護協力事務所」	工楽善通	37
事務局日誌（2000/3/1～2000/5/31）	事務局	39
お知らせ — 3件	山田幸正・他	40

JAPANESE NATIONAL COMMITTEE

ICOMOS

INTERNATIONAL COUNCIL ON MONUMENTS AND SITES / 国際記念物遺跡会議

表 紙 : 姫 路 城 大 天 守
COVER : Himeji-jo Daitensyu

1960年代前半の「ヌビア遺跡救済キャンペーン」をご存じでしょうか。アスワンダムムの建設に伴い水没の危機が迫ったナイル上流地帯（エジプト、スーダン、延長 300km余）の多種多様な古代遺跡を短期決戦的に救出しようと、ユネスコの提唱で展開された画期的な国際協力事業でした。日本からも参加すべきであると考え非力を顧みず奔走し、結局、徒勞に終わった経験を持つだけに、私は忘れることができません。その時、あのアブシンベル岩窟神殿の保存策として「持ち上げ案」なる大胆な構想を発表して注目されたのが、後に ICOMOS（65年結成）の初代会長になった Piero Gazzola 氏です。

数年間の準備を経て1972年のユネスコ総会で採択された「世界遺産条約」の主たる意図は、こうした国際協力を一文化遺産と自然遺産の双方に関して一単発的な「運動」ではなく恒常的な「体制」として確立しようというものでした。前文を読めば「文化遺産および自然遺産が・・・ますます破壊の脅威にさらされていることに留意し」「・・・物件が存在する国の経済的・学術的・技術的な能力が十分でないために国内的保護が不完全なものになる場合があり得ることを考慮し・・・」と書かれていますし、本文で反復されるキーワードは「国際的保護」であり、この言葉は「国際的な協力および援助の体制を確立すること」と同義であるとされています。

この条約において我が ICOMOS は、ICCROM, IUCN と並んで、Advisory Body という役割を担いました。条文の中では、政府間委員会たる「世界遺産委員会」にそれらの代表者が顧問の資格で出席すること（第8条）、同委員会が計画と事業の実施にそれらの援助を求めること（第13条）、ユネスコ事務局長がそれらの専門的活動を最大限に利用して同委員会の審議資料を作成すること（第14条）、などが明示的に承認されています。

条約の発効（75年）から四半世紀を経た現在、締約国数は 158カ国、「世界遺産目録」への登録物件数は 630件（文化 480、自然 128、複合 22）に達し、かつ新規登録申請数は年々増加の傾向にあって、世界遺産はユネスコ事業の最大の成功例とさえ称されています。こうした盛況の背景には、世界遺産が国や地元の「名誉」と見なされ、また敢えて言えば観光資源としての「格式」と解されている実情がありましよう。遺産の保護がこれによって一層進展するという意味では何ら非難するには当たりませんが、しかし条約制定の趣旨に立ち返ればいささか異様です。ちなみに「世界遺産目録」を母集団として編成される「危機直面遺産目録」の方は、その重要性にもかかわらず、登録件数が 27 件にとどまっており、登録自体を忌避する傾向さえ生じていると言われます。

四半世紀の間に世界遺産の概念が大きく変わりました。とりわけ条約第1条が示す「文化遺産 - 記念工作物・建造物群・遺跡」の定義は、条文の改正ではなく、世界遺産委員会が管掌する「運用指針」の段階的増補改訂によって、実質的に拡張されてきました。その到達点の一つは文化と自然の複合領域に設定された「Cultural Landscape 文化的景観」です。また最近では、Intangible Value（無形価値）を重視して、有形と無形の複合領域に何らかの新概念を設定しようという動きがあります。こうした動向はもちろん遺産の保護にかかわる思想の深化の反映ですが、同時に、登録済みの世界遺産に見られる地域的不均衡を是正しようという politically correct な目標とも関係しています。概念の拡張には、しかし限度がありましよう。登録するからには、事前の評価についても事後の維持管理についても、責任をとれる相応の体制が必要です。

ICOMOS は毎年 締約国から申請される登録候補案件のうち、文化遺産と複合遺産の事前評価（予備審査）を担当してきました。本部（パリ）に World Heritage Coordinator とその Assistant を置き、会員中の適任者を Evaluation Missionとして現地へ派遣し、以前は幹部四役会議、近年は執行委員会議で審議のうえ、ユネスコに提出するレポートを作成しています。また昨今、登録済みの世界遺産に対する Monitoring Mission の派遣を受託する例も増えつつある模様です。もちろん ICOMOS はユネスコの下請けに甘んじてはなりません。Advisory Body たる専門家集団の立場から、世界遺産をめぐる諸問題を組織内で討論し、自発的に提言していくべきです。その意味で、今期（1999-2002 年）の共通課題〈Intangible Heritage〉は時宜にかなうものと言えましよう。

2000年次第2回理事会（拡大理事会）報告

2000年次第2回理事会（拡大理事会）は、去る4月15日（土曜日）午後1時から午後5時まで、東京・神田の学士会館で開催された。出席者は、委員長：石井 昭、理事：稲葉信子・上野邦一・岡田保良・田原幸夫・日高健一郎・前野まさる・宮本長二郎・宗田好史・山田幸正、監事：木原啓吉、顧問：伊藤延男、本部執行委員：西村幸夫、小委員会主査：益田兼房、事務局員：我妻綾子（陪席）の各氏、議事内容は以下の通りであった。

[報告事項]

1) INFORMATION 誌第4期第9・10号の発行

前回拡大理事会以後、2月7日に第9号を、3月22日に第10号を発行した。前者は「特集・メキシコ総会報告」で、期待どおり総会出席者全員（11名）による寄稿が実現した。後者は「日本イコモス1999年次総会記録」を主体とし、他に「拡大理事会報告-2回分」「研究会報告-2回分」等を掲載した。第11号からは平常の態勢に復して拡大理事会開催ごとに1号ずつ発行するのが適当であろう。—以上のように、石井委員長から報告があった。

2) US/ICOMOS INTERN PROGRAM 2000 参加希望者の推薦

去る1月20日を期限として希望者を募集し、2月7日に前野副委員長・稲葉理事・渡辺理事による選考会で最適者1名を決定したのち、2月9日、委員長の推薦状を添えて必要書類一式を米国イコモス国内委員会へ送付した旨、委員長と事務局から報告があった。

3) 世界遺産候補「琉球王国のグスク及び関連遺産群」に関する意見書

前回拡大理事会で紹介された通りの日程に従って、ICOMOS Evaluation Mission としての Guo Zhan 氏（中国イコモス会員）および日本イコモス代表としての町田 章氏による現地視察が無事終了した。その後、2月24日に町田氏と石井委員長が連署した意見書（confidential：但し肯定的内容）をイコモス本部の World Heritage Coordinator たる Henry Cleere 氏に送付したこと、同氏からファックスで礼状が届いていることが、委員長から報告された。

また、これに関連する情報として、今年次は世界遺産候補の Evaluation Mission に複数の日本イコモス会員が活躍していることが委員長から紹介された。

4) 本部役員選挙の結果をめぐる疑問と紛争（続報）

前回拡大理事会で「ビューロー会議声明の発表」までを報告した。その後、日本イコモス会員諸氏に事態の推移を知らせるべく、INFORMATION 誌第10号に3月20日時点までの概要を記した。当方へ送られてくる電子メールから判断する限り、それ以降、特段の動きはない。日本イコモスは本件に関する態度表明を保留しているが、遅くとも諮問委員会開催時（予定10月）までに意見をまとめておきたい。

石井委員長から参考資料（電子メール6通）を添えて以上のような報告があり、さらに「現時点での疑問」と題して次の3項が指摘された。

[真相究明] ビューローが「有権者数」を公表しながら、確実な記録が存在するはずの「第1ラウンド投票権行使者数」を公表しないのは何故か。

[投票結果無効・再選挙] 投票結果は明らかに無効であるのに、ビューローが「現行規約のもとでは remedy 救済方法が無い」と断定的に主張するのは正しいか。

[一般状況] 二つの問題、すなわち、「有力会長候補の当落」と「選挙の credibility=選ばれた全役員の legitimacy」とが、混同されていないか。

報告後、「日本イコモスの意見をどのようにしてまとめるか」との質問があり、委員長から「メキシコ総会出席者の意向を尊重しつつ素案をつくり次回または次々回の拡大理事会に諮る」との方針が示され、これを了承した。

5) 国際専門分科委員会関係の会議

1) 伊藤顧問から、Wood 専門委の会議がヴェトナムとトルコで開催予定であることが紹介され、ヴェトナムでの会議(4月25日～5月2日)は招請が急であるため参加を見送らざるをえないが、トルコでの会議(11月16～18日)は震災に文化財がどう対応するかというテーマであり、日本での蓄積が期待されているので、地震・構造の専門家諸氏に呼び掛け、参加者を募る予定である、という報告があった。

2) Risk Preparedness 専門委の年次会議がオランダで6月中に開催予定で、Voting Member の益田氏に参加要請がきている旨が、同氏から報告された。

3) Vernacular Architecture 専門委が5月27日から31日までギリシャ・サントリニで開催される予定で、Voting Member 前野氏が参加することが、同氏から報告された。

6) 20TH CENTURY ARCHITECTURE 国際専門委員会の新設準備

数年前からイコモス内で、① CONSERVATION OF THE 20TH CENTURY ARCHITECTURE 国際専門委員会と② CONSERVATION OF INDUSTRIAL HERITAGE 国際専門委員会の創設が検討されてきた。去る3月9日、前者についてメキシコイコモス国内委員会の Carlos Flores Marini 氏から「創設に賛成ならパリ本部へ通報して欲しい」旨の連絡があったことや、米国イコモス国内委員会の Gustavo Araoz 氏からは「姉妹組織 DOCOMOMO との関係調整に十分留意せよ」との意見が寄せられていることが、電子メールの写しを添えて石井委員長から紹介された。また、日本イコモスとしては、本件を次回拡大理事会の審議事項としたい旨、提言があり、これを了承した。

[審議事項]

1) 新規入会者の承認

下記2名の入会申請があり、審議の結果、これを承認した。

(入会者)	(現職)	(推薦者)
惣脇 宏	文化庁文化財保護部記念物課長	石井 昭・稲葉信子
平澤 毅	文化庁文化財保護部記念物課文部技官	安原啓示・本中 眞

2) 新規入会者の資格と会費納入に関する原則

新入会員については、従来、初年次の会費を免除する措置がとられていたが、日本イコモスの規約と財政事情からみて必ずしも適切ではないので、委員長の発議にもとづき審議の結果、1996年第1回理事会決定(INFORMATION 誌第3期第4号掲載)を一部修正し、2000年次から下記を原則とすることとした。

(1) 入会： 会員2名以上の推薦を得た入会希望者は、随時、申込書を事務局に提出できる。理事会で入会が承認されると、その時点から日本イコモスの内部では会員と同等の処遇を受ける。次いで、年末開催の総会でこれが追認され、年初提出の新名簿が本部で受理されると、その時点から正式の会員になる。

(2) 会費： 理事会で入会が承認された年次から会費を納入する。

(3) 会員カード： 正式の会員になった年次から会員カードが交付される。

3) 国際専門分科委員会への参加者の選任

TRAINING 国際専門委員会の再活性化が現在進行中であり、J.Jokileht 委員長から(1)新企画書に対するコメントと(2)日本イコモスからの参加者の推薦を求められ、4月11日に返書を送ったこと、その中で、Voting Member 稲葉信子氏に加えて、Associate Member 1名以上を選任する予定である旨を述べたことが石井委員長から報告された。

審議の結果、Associate Member として工楽善通氏(本人内諾)を選任した。また、なるべく早い機会に若手の適任者を追加選任することを申し合わせた。

4) 国際専門分科委員会への参加者変更通知に関する原則

国際専門分科委員会への参加者を選任する場合、従来から、下記の原則を設けている。

「任期は原則として3年間とする。但し、専門委ごとに規約、改選時期、等に相違があるので、今後の対応については各委員がそれぞれ検討し、必要に応じて理事会に申し出るものとする」

今回、これに補充する形で、次の原則を明文化することとした。

「参加者の変更(選任、再任、解任、Voting Member 交替、等)に関する通知は当該専門委の現 Voting Member が行なうものとする」

なお、最近の例外的措置として、Historic Garden and Cultural Landscape 専門委、Archaeological Heritage Management 専門委の参加者交替について石井委員長が手続きしたことが報告された。

5) 日本イコモスの組織に関する中長期的課題(継続)

本年12月末をもって今期役員の任期が終わるので、次期役員へのスムーズな引継を念じて、標記課題についての継続審議を前回拡大理事会から再開した。その際、委員長から現状認識と具体的課題が、以下のようによりに要約・提示された。

[会 員] 個人会員主義・漸増主義がおおむね成功している。路線を変更するとしたらどのような方向か。

[財 政] 現状はきわめて苦しい。会費は値上げできるか。会費外収入を確保する可能で望ましい方法は何か。

[事務局] 来年から事務局を何処に置くかについて未だ明るい展望がない。どうしたらよいか。これが最重要課題である。

今回の審議では、①日本イコモスを法人化して免税寄付を集めてはどうか(前野副委員長)、②本部に登録しない国内会員の制度を設けることで財政を改善できないか(同)、③保有する基金を利率の高い外貨定期預金に変えてはどうか(石井委員長)、等の提言があり、これらをめぐって意見を交わした。

6) BULGARIA/ICOMOS から提案された2国間交流事業

石井委員長から、ソフィア総会(1996年)以来の日本・ブルガリア両イコモス国内委員会の友好親善関係について説明があり、その第3ステップとして「歴史的建造物の保存修復を主題とする実地共同研究」を進めることが発議された。先方の希望は、メキシコ総会の際の再協議と T. Kretev 委員長から届いた書簡によると、「対象範囲は Plovdiv 旧市街の伝統的建造物群保存地区、修復工事実施建物は同地区内にある市所有の木造住宅とし、日本からの資金援助と技術協力を期待する」という内容である。

審議の結果、理事会はこの計画を承認し、当面の検討を委員長に委ね、今後とも継続審議することとした。

7) JAPAN ICOMOS 夏期研修国際交流事業準備(継続)

提案者の都合により継続審議を次回拡大理事会に持ち越す。

8) 当面の事業計画

一 研究会・講演会

- ① 田原理事から、研究会「近現代建築の保存について考える―第4回」を6月後半の土曜日に開催するべく、講師の人選、会場の確保など、諸般の準備を進めている旨が報告された。
- ② 文化財保護関連憲章等研究班（第1小委員会）益田主査から、東京芸大に招聘しているチェスター・リーブ氏の講演会を開催したい旨の発言があり、準備を同主査に委ねることとした。
―世界遺産条約関連問題研究班（第4小委員会）
稲葉主査が本年5月から ICCROM へ出向するため、小委員会の活動に支障が生じないように、同主査が対策を検討し委員長と協議することとした。

9) 次回拡大理事会の開催日時

第3回拡大理事会を規定方針どおり7月22日（土）午後1―午後4：30に開催することとした。
第4回、第5回の日程は次回に協議する。

[報告事項・続]

1) 本部執行委員会の近況

西村執行委員から3月末の本部執行委員会の模様が下記のように報告された。

- ① 本部長が選任する執行委員5名のうち未定であった3名が、タイ、ロシア、ブラジルから選出。
- ② イコモスの全体の名簿が作成中で近々に完成。
- ③ **Site and Monuments** の各国版が進行中、U.S.イコモスが日本版を参考にして準備。
- ④ 今後3年間で無形文化財の対応が課題になりそうで、**Scientific Board** を組織する動きがあり、日本からも構成員を派遣して欲しい。
- ⑤ **ICOMOS Evaluation Mission** について、どの国から、誰が、が無原則なので原則をつくりたい。
- ⑥ **Regional Meeting** を開催する話題があり、アジアで可能かどうか。
- ⑦ いくつかの国際専門分科委員会を新規に立ち上げる話題がある。**CONSERVATION OF THE 20TH CENTURY ARCHITECTURE** 国際専門委員会の組織化は動き始めている。
- ⑧ **World Heritage** の登録の審議システムの変更が議論されている。

2) 全国町並み保存連盟の近況

上野理事から、全国町並み保存連盟が「町並み保存憲章」を準備していて、次回理事会に下案が提起されれば、イコモス会員の意見を聞く機会になる、という状況が報告された。

(理事会報告 文責：上野邦一・石井 昭)

世界遺産をめぐる諸問題

平成11年12月11日に開催された平成11年度イコモス国内委員会総会の後、標記のテーマのもとに本中 眞と稲葉信子（いずれも文化庁）が報告を行い、参加者の間で議論を行った。以下に上記2名の報告の概要を掲載する。

世界遺産条約の今日

文化庁文化財保護部記念物課
主任文化財調査官
本中 眞

はじめに

1972年の第17回ユネスコ総会で世界遺産条約が採択されてから、四半世紀が過ぎた。人類の生み出した傑出した文化遺産と、地球環境が生み出した壮麗な自然遺産の両方の普遍的価値を、同じ枠組みのもとに保全し、次世代に継承していこうとのユニークな試みは、この間、ユネスコの看板路線ともなっており、各国の熱烈な支持を集めてきた。締約国数及び遺産登録数も右肩上がりで増加し、とりわけ後者は現在500を有に突破した（表参照）。

しかし、締約国数や登録遺産数が増加する一方で、解決すべき問題や課題も少なからず発生している。それらは、1994年に「世界遺産の戦略的課題に関するグローバル・ストラテジー」（以下、単に「グローバル・ストラテジー」と略す）の中で、当面する重点課題として示されたところである。ここでは、世界遺産リストへの遺産の登録状況を踏まえ、グローバル・ストラテジーに示されたいくつかのテーマのうち、とりわけ今後対象とすべき新たな遺産の種別やそれらの価値の評価手法に関して、世界遺産委員会を中心として国際的に取り組まれてきた幾多の試みについて紹介する。

なお、本稿は「世界遺産委員会における新たな試み」（『月刊文化財』平成11年9月号、第一法規出版）、「文化と自然のはざまにあるもの－世界遺産条約と文化的景観－」（1999年12月、奈文研学報）の内容を要約したものである。

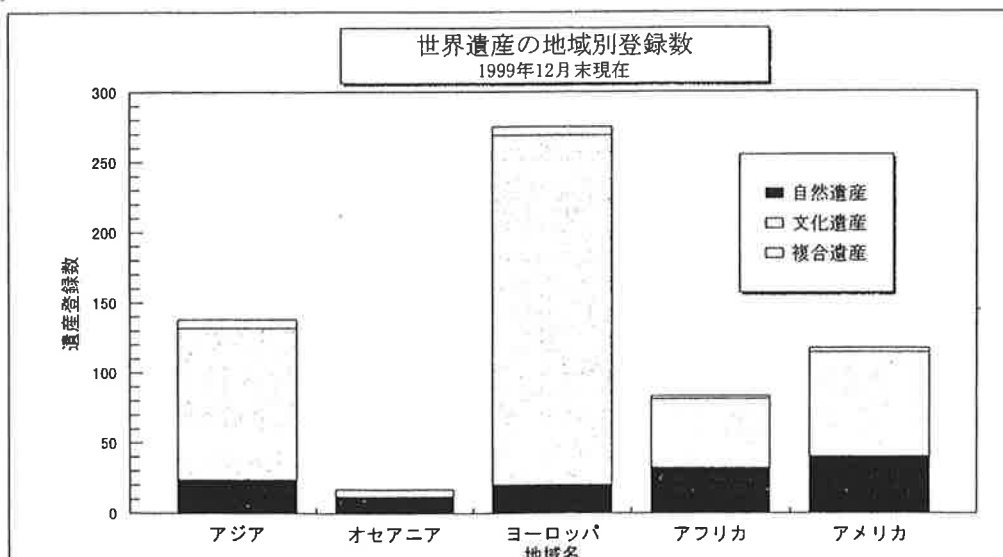
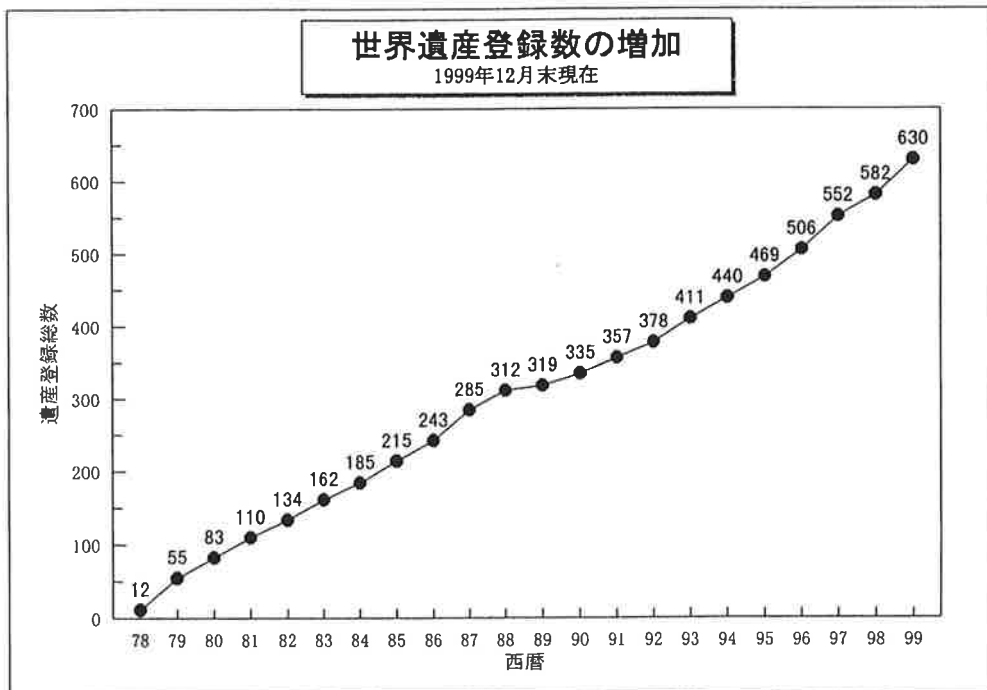
1. 世界遺産リストへの遺産登録の状況

世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）は、1972年の第17回ユネスコ総会で採択され、締約国が20ヶ国に達した1975年から発効した。この条約は、顕著な普遍的価値を有する文化遺産および自然遺産を人類全体の遺産として保護するために、国際的な協力・援助体制を確立することを目的とする。2000年1月現在、締約国総数は158ヶ国で、登録された遺産の総数は630、そのうち文化遺産が480、自然遺産が128、文化と自然の両遺産に登録されたいわゆる複合遺産が22である。また、このうち27の遺産（アンコール遺跡など）が危機に瀕する世界遺産に登録され、保存のための財政的援助がはかられている。

なお、日本は条約採択20年後の1992年に条約を締結し、2000年1月現在で8つの文化遺産（姫路城、法隆寺地域の仏教建造物、古都京都の文化財、白川郷・五箇山の合掌造り集落、原爆ドーム、厳島神社、古都奈良の文化財、日光の社寺）と2つの自然遺産（白神山地、屋久島）の登録を完了している。また、現在1つの文化遺産（琉球王国のグスク及び関連遺産群）の登録を推薦しているところである。

2. 遺産の多様性と、広がりゆく遺産の範囲

世界遺産条約は 1960 年代半ばにユネスコを中心に草案造りが取り組まれてきた文化遺産の保護に関する条約と、時期を同じくしてアメリカ合衆国や国連環境会議などを中心に模索されてきた自然環境の保護に関する条約とが、最終的に 1970 年代初頭に合体して成立したものとされる。このような経緯からもうかがえるように、世界遺産条約は最初から文化遺産と自然遺産の二つのカテゴリーに二分されざるを得ないという側面を持っていた。しかし、「人類の遺産」あるいは「人類のための遺産」という視点に立つ場合、遺産を文化遺産か自然遺産かのどちらかのカテゴリーに分類することが果たして可能なのか。あるいは正しいことなのか。両者の中間的なものを含めて、もっと多様な遺産が広く存在するのではないか。現状のリストは必ずしもバランスのとれた理想的な姿を示してはいないのではないか。このような疑問は条約が起草された当初から関係者の間でささやかれ、やがて各種の不均衡を内在させつつ登録遺産数が増加するのに従って、さらに大きなものへと膨れ上がっていったのである。



遺産登録数における各種の不均衡 まず第一に、自然遺産と文化遺産との間にある数的・地域的な不均衡の問題が指摘された。すなわち、欧州諸国の遺産登録数が圧倒的に多いのに比べて、アジア諸国やアフリカ諸国の遺産登録数がきわめて少ないことや、自然遺産の登録数が文化遺産の登録数に比べて極端に少なく、しかも欧州の文化遺産登録数が急ピッチで増加するのに対し、自然遺産は依然としてアフリカやアメリカ、アジアに多いということであった（グラフ参照）。いわば先進国と開発途上国という経済的な関係が、世界遺産の構図にも反映されたものとして憂慮され始めたのである。

「文化」と「自然」の連続性 これと並行して指摘されたのは、遺産を文化遺産と自然遺産の二つに明確に区分してしまうことの問題であった。自然遺産の登録要件であるインテグリティ、すなわち自然としての完全性の充足は、その地域が人跡未踏の原生的な自然地域であることを求めることと同義とも理解されているが、果たしてそのような原生的な自然地域だけが、普遍的価値のある自然地域であるのか。自然地域のなかには人間が積極的に管理することによって豊かな生態系を維持してきた地域もあり、そうした地域の遺産としての価値を評価しなくてよいのか。このような議論は、自然遺産の評価諮問機関である IUCN をはじめとして、やがて文化遺産の評価諮問機関であるイコモスをも巻き込んで、ついには世界遺産委員会全体において文化と自然の両遺産に共通のテーマへと発展していった。そして、人間の営為と自然との結合の所産であるすべての自然地域を広く遺産の範疇に取り込んで、積極的に遺産としての価値を評価する文化的景観の概念を導入することへと収斂していったのである。

新しい遺産の種別と評価軸 第三には、従来の芸術的、美的な観点からだけでなく、技術や産業発展などの観点から遺産の評価を積極的に行う必要のあることや、遺産の有形的な評価の背景に、民族や風習、信仰などの精神に関わる部分など、人間の無形の部分をも包摂する幅広い評価が加えられるべきであること、さらには古い時代のものでなく新しい時代の遺産をも評価の対象に含めていくべきであることなどについても、この間の大きな課題となってきた。

1994 年の第 18 回世界遺産委員会で採択された「グローバル・ストラテジー」には、以上に述べた遺産リストに現れている各種の不均衡を是正し、課題を克服するために、文化と遺産の多様性に注目しつつ、さらに遺産の範囲を拡大していくことの重要性が示されたわけである。

3. 文化遺産と自然遺産の統合への模索

文化的景観の導入 今後拡大して行くべき分野のひとつとして「グローバル・ストラテジー」に位置づけられた、文化遺産と自然遺産との中間的存在である文化的景観は、人間の生活と産業のあり方が自然の地形や地勢に反映して生成された景観を大きく包括しているため、景観という有形の側面に反映されている民族学的・民俗学的部分や精神的部分など、人間の無形の部分をも包摂する概念でもある。したがって、世界遺産の登録に際して評価の対象となるのはあくまで景観の物理的な側面ではあるが、その評価の背景や保全手法の検討には、景観に反映されている無形の分野を考慮せざるを得ないわけである。世界遺産に文化的景観の概念が導入されたことにより、遺産の範囲は有形の部分だけでなく、自ずとその背後にある無形の部分にまで視野を広げる結果となったわけである。

人類の遺産への統合 文化的景観の概念は、1992 年に『作業指針』が改訂されたことによって、現在は文化遺産の範疇に含められている。しかし、文化的景観が文化遺産に含められたことによって、文化遺産と自然遺産の数的不均衡はさらに拡大するばかりだとの危惧が声高に指摘されている。

しかし、文化遺産と自然遺産との間の数的不均衡は、条約の枠組みによって生じているのであって、たとえ運用上であっても区分そのものをなくしてさえしまえば、不均衡に関する問題も解消できるわけである。文化的景観の概念が導入されたことによって、すでに両者の境界は限りなく連続してしまっているのが現実である。今やこのような考え方に立って、遺産を「人

類の遺産」として位置づけ、文化的分野と自然的分野の両者に共通する一群の登録基準へ統合しようとの試みが提案されている。

このような試みの背景には、文化と自然の境界はきわめて曖昧で、両者を明確に分けて捉えることなどほとんど不可能だとの認識がある。文化的景観など文化遺産と自然遺産との中間的存在が遺産の範疇に取り込まれることによって、自然遺産の分野の研究者・専門家だけでなく、やがて文化遺産の専門家をも巻き込んで、条約が定める二つの遺産の種別がすでに実状に合わなくなってきたとの共通認識が形成されつつある。

4. 新たな遺産の概念における各種の取り組み

線状にのびる遺産と文化的景観 世界遺産条約の『作業指針』に示された文化的景観に関する解説の中に、「文化的に意義のある物流と交通のネットワークを例証する、長く線状に延びる区域 (long linear area) の登録の可能性を排除するものではない (第 40 節)」との記述がある。すなわち、線状に延びる遺産と、その沿線に展開する地域を含めて広く文化的景観として評価しようとの考え方である。

この考え方に則って、まず「サンチアゴ・デ・コンポステーラの巡礼道」の推薦に先だって、1995 年 4 月にマドリッドにおいて専門家会議が開かれ、道に関連する文化的景観の評価の枠組みが提案された。この巡礼道は、フランスからスペイン国境のピレネー山脈を越えて、聖使徒ヤコブの墓が存在するサンチアゴ・デ・コンポステーラまでのびる参詣の道である。イベリア半島と欧州各国との文化的交流を示す遺産であり、周囲の自然景観とも密接に関連している。文字どおり線状に延びる遺産と、その沿線に展開する文化的景観が総体として世界遺産に登録されたわけである。1998 年には、フランス国内の部分が遺産登録されたが、スペイン国内のそれが巡礼道本体の全長を遺産に含めているのに対し、フランス国内のそれは巡礼道本体を含まず、ネットワークとしての「道」を想定しつつ、沿道に存在する約 70 の教会等の建造物群を選択的に登録する内容となっている。従って、同名の遺産ではあっても、登録のコンセプトは全く異なっていることがわかる。

道だけでなく、運河の特性を踏まえた評価の枠組みも提案されている。1995 年 4 月にはカナダのカナル・リドーの推薦に際して専門家会議が開かれ、この枠組みに基づいて 1996 年にはフランスの「カナル・ドゥ・ミディ」の運河とその関連施設が周囲の景観に与えた影響と、両者の密接な関係のゆえに文化的景観と評価され、文化遺産に登録された。

農耕景観・田園景観 文化的景観のうち、「有機的に進化し、継続する景観」である農耕景観や田園景観の登録が相次いでいることも、最近の顕著な特徴である。最初の登録事例は、1995 年のフィリピンの「コルディレラ地方の棚田」であった。ルソン島北部の山岳地帯には、イフガオ族をはじめとする多くの少数民族が居住し、急峻な傾斜地を切り開いて多くの棚田を造成している。この壮大な高地性棚田景観は、アジアの稲作が地形的・気候的制約を克服して発展したことを示す顕著な物証としてきわめて価値が高いことから、世界遺産に登録されたわけである。棚田を保護するために、フィリピン政府は大統領令によって長期・短期のマスタープランをそれぞれ策定し、伝統的生活に基盤を置く少数民族社会の保護を前提としつつ、道路や宿泊施設など周辺環境の整備に力を入れ、地域社会が潤う観光のあり方を模索している。しかし、労力の割には水田の収量はきわめて低く、若年層の都市への流出や耕作者の就労年齢の高齢化が、棚田での耕作を継続していくのにきわめて大きな不安を投げかけている。また、周辺環境整備が進めば進むほど農民の生活が変容し、伝統的な居住環境や耕作スタイルの維持に大きな影響を与えかねないことも懸念されている。登録に先だって 1995 年 3 月にマニラと現地で開催された「アジアの稲作とライステラスの文化的景観に関する専門家会議」では、棚田景観の真実性が単に見た目の美的要素だけにあるのではなく、景観の物理的構成要素である棚田の構造や給排水システム及び集落構造、あるいは伝統的農法とそれによって維持されてい

る豊かな生態系、生活と密着した農耕習俗など、環境と人間生活のすべてにわたる局面での総合的な真実性（インテグリティ）が問われなければならないと指摘されている。とりわけ農耕景観の場合には、景観に投影されている多種多様な価値を正確に評価する必要があり、それらの総合的な保全に大きな困難を伴っているのである。

水田景観以外の農耕景観では、1997年に同時に登録されたイタリアの「ポルトヴェーネレ／チンクェテッレ及びその島嶼」や「アマルフィ海岸」など、地中海沿岸の急傾斜面に展開する葡萄畑の景観がある。また、オランダ特有の低湿地の土地利用のあり方を示す文化的景観として、1997年に「キンデルダイク・エルシャウルトの製粉水車網」が登録されている。

遺産登録数の地域的不均衡の是正 すでに述べたように、「グローバル・ストラテジー」に位置づけられている重要課題のひとつに、遺産登録数の地域的不均衡の是正がある。欧州諸国の遺産登録が圧倒的に多いのに対し、それ以外の地域、とりわけアジアやアフリカ、カリブ海沿岸諸国の遺産登録数がきわめて少ないのが現状である。この問題を打開するために、各地域レベルで固有の遺産を選択するための専門家会議が開催されている。特に近年アフリカや中南米、カリブ海沿岸諸国などでの遺産選択とそのための枠組みづくりが進みつつある。その中で注目されているのが、文化的景観をも含めたノンモニュメンタルな遺産を積極的に評価していこうとする姿勢である。

産業遺産・近代建築遺産 線状にのびる遺産のひとつに、文化的景観であるとともに産業遺産の範疇にも属する「鉄道」を挙げることができる。産業遺産保全委員会(TICCHI)とイコモスとの共同調査研究及び比較研究に基づいて、普遍的価値を有する「鉄道」を選択する作業が完了し、1998年には第一号としてセメルング鉄道（オーストリア）が登録された。

また、「D.F.ウォーダ蒸気水揚げポンプ場」（オランダ）や、「ルビエールとルルー（エノー）の中央運河の4つの閘門とその周辺環境」（ベルギー）など、近代産業関連の遺産の登録が進みつつあるのも最近の特徴であろう。鉱山関連遺跡では、かつて登録された「アイアンブリッジ溪谷」（英）や「ランメルスベルグの鉱山とゴスラーの歴史的都市」（独）に加えて、紀元1～2世紀にローマ帝国によって開発された金鉱山遺跡である「ラス・メデュラス」（スペイン）が1997年に登録された。

むすびー世界遺産に学ぶもの

世界の文化遺産や自然遺産を保護し、次世代へと確実に継承していくために、日本が今後世界遺産条約のもとに積極的に発信すべき課題として、財政的・技術的支援に関して強力なイニシアティブを発揮することはもちろん、普遍的価値の一端として他地域には見られない独自の資産の推薦・登録をさらに推進することも、決して忘れてはならない。暫定リストの約8割の資産の登録を間近に完了しようとしている現在、次の作業を開始すべき時期が到来しているように思う。

また、逆にわれわれが世界遺産条約に学び、国内の文化財保護に生かすべきことがらも多いのではないだろうか。世界遺産条約が各資産の推薦に求めている緩衝地帯の担保のあり方などは、そのうちのひとつである。また、わが国が推薦し、既に登録された「古都京都の文化財」（1994年登録）や「古都奈良の文化財」（1998年登録）のように、ひとつのコンセプトのもとに関連する複数の文化財を総合的・有機的に指定・保護する考え方も、今後さらに広げていく必要があろう。因みにフランスは、現在、ロアール川沿線の一定の範囲に所在する城館群や庭園群、農耕地域、自然環境を総て含めた地域全体を、新たな考え方のもとに世界遺産に推薦しているところである。東南アジアの棚田景観や欧州・地中海沿岸のブドウ畑の景観など、農林水産業に関連する文化的景観の指定・保護についても学ぶべき点は多い。日本でも、平成11年5月10日に月見の名所である長野県更埴市の千枚田を名勝「姨捨（田毎の月）」に指定したところである。今後とも、この分野での試みを模索して行くべきであろう。

世界遺産条約をめぐる諸問題－世界遺産のモニタリング

稲葉信子

世界遺産条約とは何か

日本が1992年に世界遺産条約を批准してからすでに8年になる。批准の翌年の1993年に、文化遺産で法隆寺地域の仏教建造物群と姫路城、自然遺産で屋久島と白神山地が登録されたときのマスコミの報道ぶりに比べれば、最近は少し落ち着いてきたように思うが、しかしまだまだ世界遺産条約は世界遺産リストに登録されることの名誉だけが先行して一般には理解されているように思う。ただしこれはわが国だけの問題ではなく、どこの国でもそれぞれの地元が地域振興のために自分のところの遺産を世界遺産リストに登録してもらおうと働きかけるのはどうも似たりよつたりのようである。

ここ数年世界遺産条約に関わる仕事をしてきて、新聞などに掲載される世界遺産条約に関するコメントには注意をはらってきた。多くは条約そのものの仕組みというよりはやはり世界遺産リストに関するもので、これらは大きく二つに分けられるように思う。まず最初のグループは、世界遺産リストはしっかりした登録基準をつくってきちんと審査したらいいではないかというもの、そして次のグループは、審査するなどというおこがましいことはしないで、希望があればすべて登録したらいいではないかというものである。全く正反対の意見であるが、これらは現在世界遺産委員会が抱えている問題点をその両極で表現している点で、条約の現在を理解する格好の取っ掛けりとなる。

世界遺産リストは、今年の12月にモロッコで開催された第23回世界遺産委員会で、総数630となった。うち文化遺産480、自然遺産128、複合遺産22である。ここ数年は、1年に約30～40ほどのペースで遺産の数が増えている。中でも文化遺産の数の増加の割合が大きい。文化遺産の事前審査を担当するイコモスの担当者は、パンク状態と聞いている。文化の多様性を尊重するという世界的な動きに沿って、1990年代に入ってから世界遺産委員会はその窓口を広げる努力を続けてきた。文化的景観の導入はよく知られている。文化遺産がもつ無形の、とりわけ民俗的な価値の尊重などもその一環である。世界遺産委員会が政府間委員会であって南北問題にも敏感であるという事実が、この傾向をさらに加速してきた。現在は文化的景観の概念をさらに進めて、自然遺産と文化遺産の概念の統合が検討の対象となっている。しかしその一方で、増えつづけるリストの数にも世界遺産委員会は危惧の念を示し、例えば、すでに数多くの遺産を登録している国は申請を遠慮してもらおうなどということは、すでに何度も世界遺産委員会で議論され、委員会国の共通認識として確認されてきた。

どのようにして世界遺産リストの数を制限することができるのか。先に述べた第一のグループのきちんとした基準をつくって厳密に審査したらいいという意見は、確かにその通りであるが、世界の文化と自然の多様性を尊重した一律の基準をつくる難しさは、世界遺産委員会がすでに十分苦労してきたところである。世界遺産リストは、一人の学者や、あるいは価値基準を等しくするグループが研究の成果として発表するリストではないからである。かつてある学生から、分野をわけて委員会を設置しそこで学術的にきめたらいいではないかとの意見を聞いたことがあるが、その区分が固定化されてしまう危険を世界遺産委員会は最も危惧しなければならない。漏れ落ちていく遺産はいつもその隙間にあるからである。

世界遺産リストの登録基準は条約本文には明記されていない。詳細な登録基準は条約に基づいて世界遺産委員会が作成することになっている。世界遺産委員会は1977年に最初の基準を作成して以降、時代の要請に応じて基準の改訂を繰り返してきた。条約本文には、世界遺産リストは顕著な普遍的価値 (outstanding universal value) をもつ遺産のリストと定義されているだけである。この登録の最終的なよりどころとなる「顕著な普遍的価値」とは何かについて専門家会議が開かれたこともあるが、しかし選別のための具体的な解釈が明文化されているわけではない。よく説明として用いられるのは、国家を代表する遺産をそれだけで顕著な普遍的価値を持つ世界遺産と評価するわけにはいかないとする締約国への戒めである。

もうひとつのグループの発言、数など制限しないでどんどん登録したらいい、というのも魅力的な発言である。ただしこれは条約の加盟国がすべて民主的な手続きを経

て遺産を申請してきたら話である。どこかの国の王様の私有物ばかりが申請されてきたら条約も終わりである。世界遺産リストに登録される遺産は、条約を批准している国の領土内の遺産の、その国の政府が同意する遺産のみに限られている。世界遺産委員会の、またユネスコ事務局の仕事は、この世界遺産リストがより普遍的なものとなるよう（普及）、またリストが公正に保たれるよう（比較研究）、努力することであるが、世界遺産リストがそのまま学術的なリストとなり得ないのは主権を前提にする世界遺産条約がもつ国際条約としての制約による。いずれにせよ現時点で世界遺産委員会は、条約の枠組みをひろげながら、しかしリスト記載の遺産の数は制限する方向で努力をしようとしている。世界遺産リストの質が条約の将来を決めることになるという点で、委員会メンバーの意見は一致しているからである。

世界遺産リストに記載する遺産を、より厳選されたものにしようとする傾向は自然遺産の側により顕著である。生物多様性条約やラムサール条約、ワシントン条約など、世界遺産条約以外に数多くの保護の仕組みを重層的にもつ自然遺産の分野では、これらがいわば日本での登録文化財のようなリスティングの機能を果たし、世界遺産がその中からの厳選であって一向にかまわないからである。むしろ世界遺産リストがその象徴性を失うと、自然遺産の側では世界遺産条約の存在意義が薄れてしまうことになる。これは最初は分からなかったが、自然遺産の専門家と話していて気がついたことである。これに比べ文化遺産の側は、世界遺産条約しか国際的枠組みでのリスティングの仕組みを持たない。ユネスコには世界遺産条約の他に不法取引の防止のための、また紛争時の保護のための条約があるが、いずれも枠組みが限られていてリスティングの機能としては世界遺産条約には遠く及ばない。暫定リストの活用を考えるか、あるいは登録制度に似た別の枠組みを文化遺産の側で独自にもたないと、世界遺産リストが何もかも背負い込んでしまうことになり、ますます自然遺産との格差がひろがることになる。あるいは社会的・政治的背景と密接に関わらざるを得ない文化遺産の側で、こうした国際的枠組みでの代表選手リストを作成することの困難を改めて認識すべきなのかもしれない。

世界遺産リストとは一体何なのか。世界遺産条約の本文のどこを読んでも、条約の目的がリスト作成にあるとは書かれていない。条約の本文は8つの章に分かれているが、その章立ては、1. 文化遺産及び自然遺産の定義、2. 文化遺産及び自然遺産の国内的及び国際的保護、3. 世界の文化遺産及び自然遺産の保護のための政府間委員会、4. 世界の文化遺産及び自然遺産の保護のための基金、5. 国際的援助の条件及び態様、6. 教育事業計画、7. 報告、8. 最終条項である。世界遺産リストに関する記述は、世界遺産委員会の任務の一として触れられているのみである。条約の目的は、その前文にも「当該国がとる措置の代わりにはならないまでも有効な補足的手段を供与することによって、顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産の保護に参加することが、国際社会全体の任務であることを考慮し」とあるように、加盟国の主権を前提とした国際支援の枠組みづくりである。

世界遺産のモニタリング

世界遺産リストの数が増えるのに比例して、リストに記載された遺産が登録時の価値を保っているか否かを世界遺産委員会が審査する遺産の数も毎年増えつづけている。毎年40近い遺産の保存状況の審査が行われ、通常7日間の世界遺産委員会の日程のうちの一つもまる2日ほどがこの審議にあてられている。他の議題は、世界遺産基金の次年度予算の承認、新しい世界遺産の審査、今後の方針決定（グローバルストラテジー）などである。

文化的景観や農村集落など比較的広い地域を範囲とする遺産が増えるに従い、また開発途上国の遺産が増えるに従い、世界遺産委員会が取り組まなければならない問題も多岐にわたるようになってきた。例え単体の古典的なモニュメントさえ、周囲の環境から切り離されて存在しないことを考えれば、これまで各国の町並み保存が経験してきたような問題が等しく世界遺産の保存の現場にも現れてきているといってもいいように思われる。最近では登録の際に、バッファゾーンとマネージメントプランの有無を厳密に審査するようになってきている。バッファゾーンという英語が持つ機械的な、あるいは従属的な意味合いを嫌って、サポーターズゾーンと呼ぶ人もいる。遺産を支える重要な周辺地域という意味である。過疎化あるいはスラム化に伴う問題、ODAを使い観光収入をあてこんだ大規模な開発計画など、いずれも遺産そのものの保存のための技術的な問題というよりは、その周辺とりわけ開発がらみの状況に問題が集中している。

以下は最近の世界遺産委員会でのその保存状況が問題になった文化遺産及び複合遺産

から気がついたものの抜粋である。世界遺産委員会は保存状況が問題になった遺産について、その状況が深刻であればまず「危機にさらされている世界遺産リスト」に登録する手続きをとり、状況がさらに悪化して世界遺産としての価値を失ったと判断すれば、世界遺産リストからの削除という最終的な措置をとる。

カトマンズヴァレー（ネパール）、ポツダムとベルリンの宮殿と庭園（独）、ハンピの建造物群（印）、カカドゥ国立公園（豪）。

ネパールのカトマンズヴァレーの遺産は、遺産周辺の民間建物の違法な建て替えが進んでいることが問題となっており、ここ数年継続して成り行きを見守っている遺産である。登録時の遺産範囲があいまいだったとして数度にわたって線引きの見直しを行って範囲を明確にしてきたが、状況は余り変わっていないようである。弱い立場の考古局の担当者は、発展途上国の、しかも人口集中が激しい首都圏の都市計画にかかわる事項の問題に頭をかかえるばかりである。世界遺産委員会は、危機リストに記載されることで政府首脳に関心を引き省庁間の調整もうまくいくはずだと説得するが、ネパール政府代表は逆効果として何とかこれを免れようと必死である。ポツダムとベルリンの宮殿と庭園はベルリンの首都計画に伴う再開発計画が庭園からの眺望に与える影響が問題になった遺産である。地元は開発計画を縮小することとなったはずである。当時の世界遺産委員会議長がドイツ代表で、外交官であったこの議長は本国政府との間の板ばさみになったと聞く。インドのハンピの建造物群では橋の架設が問題となっていたが、最新の情報ではインド政府は建設を中止し、既に出来上がっていた部分は取り壊して撤去することを決めたという。

カカドゥ国立公園は、公園敷地内でのウラン鉱採掘の是非論から危機リストに記載するか否かをめぐって豪州政府の強い反対にあい、昨年7月に臨時世界遺産委員会まで開催することとなった遺産である。原子力開発に反対する、またアボリジニの人権を擁護するNGOの関心を引き、与野党が拮抗していた豪州議会はもちろん、米国議会も巻き込んで大騒ぎとなった。これまで余りマスコミの目にさらされることのなかった世界遺産委員会が、強面の国際NGOの前で世界遺産としての顕著な普遍的価値とは何かについて判断を下すこととなった例である。世界遺産条約の国際法としての有効性について、また委員会を補佐する専門家団体として条約に明記されるイコモスの役割について、改めて考えさせられるいい機会となった。

この経緯から気が付いたのは、もしかしたら世界遺産委員会、またイコモス・IUCNは登録の際に明確にしておくべき当該国の責任について、また登録後に生じた問題に対処する法的枠組みについてこれまでそれほど厳密には考えてこなかったのではないかということである。カカドゥ国立公園で問題となったウラン鉱採掘現場は国立公園の中に位置するが、豪州政府が世界遺産に登録する際に将来の開発が見込まれるとして飛び地のようにして登録範囲からはずしたところにある。そして広大な公園の中に穴のように残されたこの土地を、公園外からのアクセスの必要があることが自明でありながら、しかし登録の際に世界遺産委員会もこれを認めた弱みがある。豪州政府はそれを手がかりに危機リストへの記載は不当であると訴えた。最初の約束と違うというわけである。また豪州政府は、危機リストに記載するためには当該国政府の同意が必要だとして条約の解釈論にも及んだ。豪州政府はまた今回新たに独自の専門委員会を設置して調査を進め、ウラン鉱採掘が周辺環境に与える影響はほとんどないことを証明しようとした。

野党の突き上げもあったから、豪州政府は真剣であった。カカドゥ国立公園は複合遺産である。自然環境への物理的な影響がほとんどなさそうだと判断された辺りで、問題の焦点が自然景観としての価値、文化遺産としての価値、すなわちアボリジニの文化に与える影響評価に移された（ただし最近の情報では放射能漏れが確認されたとのことであるが）。IUCN及びイコモス、イクロムは最初からウラン鉱開発反対の立場であったから、焦点が文化遺産としての価値評価に移された時点でイコモス・イクロムはIUCNの先にたって、アボリジニが重要な土地であると訴える地域におけるウラン鉱採掘が与える影響について、とりわけその世界遺産としての「顕著な普遍的価値」への影響について判断を下さねばならないこととなった。原子力開発の是非論と世界遺産条約とは本来別ものである。また世界遺産としての顕著な普遍的価値はなかなか数量化しがたい。しかし同じ仲間のNGOのオブザーバーが見守る中で、しかもマイノリティの人権問題を前にしては、条約の法的解釈論などは通用しない。グローバルストラテジーとは一体なんだったのかということにもなりかねない。各国代表も、言葉に窮したところである。カカドゥ国立公園問題は、豪州政府とアボリジニのグループとの問題解決に向けての対話が開始されたとして、その状況を見守ることとなった（ただしこれも最近の情報によれば、担当大臣はすでにこの約束を反故にしているということである）。いずれにせよ報告書が委員会に提出される予定である。

世界遺産委員会は、保存問題が顕在化してから対症療法的に扱うのではなく、きちんとした保存管理のためのガイドラインを示してまずは地元の努力を促し、委員会でいう保存状況の審査をより効果的に行う仕組みをかねてから検討してきた。すでに1980年代の初めから検討が進められてきたこのシステムは、1994年の委員会で基本的な方法論が承認され、その後は具体的な実行方法について検討が重ねられてきた。この間インド他の国が主権の問題から反対を唱えたこともあったが、モニタリングの重要性はほとんどの国が認めるところで、1998年の委員会で2000年からの実施が最終合意された（リアクティブモニタリングと定期報告）。概要は以下の通りである。まず各国は自国の遺産について6年ごとに保存状況の報告書を提出する（定期報告）。事務局はイコモス・IUCN・イクロムの援助を得て地域ごとの実情にあった方法で報告書を検討、委員会に結果を報告する。深刻な問題を抱えることが判明した遺産については世界遺産センターが調査を行い結果を委員会に報告し、これに基づいて委員会は当該国への勧告、専門家の派遣、世界遺産基金の重点配分、危機リストへの記載など必要な措置をとる（リアクティブモニタリング）。地域別の年次計画は、2000年からアラブ、アフリカ、アジア・太平洋、南米・カリブ海、北米・欧州の5地域別に6年サイクルである（欧州は遺産の数が多いため、北米と合わせて2年）。地域ごとに実施することで、地域に特有の問題を明らかにし、地域の協力関係を密接にし、マネージメントやトレーニングなど遺産保護に関する各種の施策に役立てようとの期待がある。

世界遺産条約の運用におけるイコモスの役割

イコモスは、世界遺産条約に明記された文化遺産に関する国際NGOとして、遺産の登録審査から定期報告・モニタリングに至るまでさまざまな遺産保護の局面で役割を果たすことが求められている。文化遺産の学術審査はすべてがイコモスに委ねられており（最終決定はもちろん世界遺産委員会であるが）、またモニタリングやさまざまなグローバルストラテジー関係の専門家会議の開催に関しても、委員会はイコモスに専門家としての積極的な役割分担を期待している。世界遺産委員会の議場で、遺産の保存が問題になった際にまず最初にコメントを出さなくてはならないのは、条約にその存在が明記されているイクロム、イコモス、そしてIUCNである。世界遺産基金の割り当てについても各々のプロジェクトの有効性についてイコモスは評価を求められる。その専門家団体としての発言を委員会国は判断の基準にしている。世界にネットワークを持つイコモスには、IUCNと同様、それだけ現地の実情に通じた信頼できるかつ公正な情報を提供する義務が課せられている。

文化遺産の保護は、遺産の日常的な管理、すなわちマネージメントとモニタリング、そしてそのための人材育成（トレーニング）により重点を置くようになってきている。これは、すでに述べたように文化遺産では、遺産そのものの保存のための技術的な課題というよりは、遺産の内外で起こる観光開発、地域開発計画がらみの事項の方に深刻な問題が見出されることが多いことを背景にしている。また自然災害や武力紛争などに対処する危機管理計画の重要性がますます重要だと認識されてきていることを背景にしている。従って各現場に派遣されるイコモスの専門家は、その地域の政治的・経済的状況にも配慮したより多角的な視点から意見を提供することが求められ、そしてその意見は政府間組織である世界遺産委員会での討議に耐えるものでなければならない。

自然遺産の保護の方が、一般の人の認識も高く、背後に控える組織も大きく、従ってより強面でいられるのは確かである。しかし世界遺産条約では文化遺産と自然遺産は同等であり、数は何といても圧倒的に文化遺産の方が多い。世界遺産委員会におけるイコモスの発言が、IUCNに比べて多少弱いところがあると感じられるのは、文化遺産と自然遺産の違いを念頭に入れてもしかた残念なことである。イコモスがIUCNに匹敵する保護団体となることが是か非か、イコモスの将来のあり方について考えさせられている。

（イクロム・プロジェクトマネージャー）

イコモス法律、行政、財政問題に関する委員会第2回会議について

九州大学 河野俊行

1 イコモスの上記委員会の正式発足後、第2回目の会議が、本年5月3日から同6日までクロアチアで開催され、筆者は日本イコモスヴォーティングメンバーとして出席した。拙稿の目的は会員諸氏にその簡単な報告をすることにある。

クロアチア・イコモスが第2回会議を招聘したい旨の申し出が為されたのは、スペイン・トレドにおける第1回会議の報告終了後の委員会においてであった。共通テーマとしては、クロアチア・イコモスの意向を受けて、保存および修復の財政措置の経済的インパクト、が選ばれた。会議に先立ち、質問項目がアントロビッチ氏から昨年末に各メンバーに送付され、それに回答する形で各国の状況についての情報提供が求められた。

2 会議はブリュニ国立公園におけるホテルで行われた。ブリュニはチトー大統領の死後観光地として一般解放されるまで、彼専用であった風光明媚な島で、彼は在任中一年のうち6ヶ月間ここに滞在して執務した由である。ホテルは社会主義政権時代の建物の趣をそのまま伝え、ある種の感慨を感じさせずにはおかないものであった。

ペーパー提出者は、ブルガリア (Hristina Staneva)、フランス (Pierre Laurent Frier)、ドイツ (Welner von Truetzschler)、ハンガリー (Adam Arnuth)、イスラエル (Gideon Koren)、日本 (河野)、マケドニア (Kira Petkovska)、メキシコ (Roberto Nunez Arratia)、スペイン (Maria Rosa Suarez-Inclan Ducassi)、スウェーデン (Thomas Adlercreutz)、アメリカ (James Reap)、クロアチア (Jardan Antolovic)、ヴェネズエラ (Carmen Daly Schelbert) であったが、スペイン、ベネズエラ代表は会議自体は欠席であった。トレド会議に比べて人数が少なかったのは、今回は主催者が負担したと思われる旅費の問題が大きかったように思われる。そのほかベルギーイコモスからも2名出席者があった。出席者が少なかったことが幸いして、各報告の後質疑応答の時間をとることができたことは怪我の功名というべきであった。

3 報告は発展途上国と先進国間で鮮明なコントラストを示した。発展途上国ではその予算規模が圧倒的に小さく、いかに財源を確保するかに興味のあるため、先進国との間では対話が成立しにくかった。ただ極めて興味深かったのは、クロアチアが近時導入した制度として、文化財の名称や画像を商品 (写真、ステッカー、バッジ、みやげ物等) に使用した場合にその商品の小売価格の1割、法人または個人が映画等に用いる場合は10万クーナの手数料を同国文化省に支払わなければならない、というものであった。アントロビッチ氏の説明によると、これは使用料対価としての手数料であって税金ではないとのことであったが、我が国では知的所有権のジャンルには入れにくく、実現は困難であるように思われたが、「石原新税」をふと思い出した。

筆者は、我が国における指定文化財建造物に対する国庫補助と地方公共団体による補助、さらにそれに対する国庫補助について述べた後、登録文化財に対する税制優遇措置 (但し現在地価税は行われていないため実効性はない)、デザイン費用の半額補助と低利子融資措置について解説した。総じて直接的な財政措置が基本であり、税制優遇等による間接的な財政措置が未発達であることを指摘した。これは対象となる文化財の数が比較的少数にとどまるため可能な措置ではあるが、逆にそこから文化財保護に広がりや生まれにくいことも問題として指摘した。この点で我が国と対照的なのはドイツの状況であった。ドイツでは「国家的重要性のある建造物」なる格付けは連邦法では定まっていないが、これに相当する重要建造物の修理等の費用の大部分は各ラントが拠出し、教会や地方公共団体に交付する。ラントが保存すべき建造物を定めており、その総数はドイツ全土で100万件以上

に及ぶ。連邦政府およびラントの拠出額は年間約5億マルク、修復ビジネスに及ぼす経済効果は120億マルクに及ぶと推定されている。またこれとは別に、都市再開発・村落近代化を目的とする連邦・ラント・地方公共団体共同の財政支援によるスキームがあり（対象地域として何が該当するかの定義は連邦建築法による）、対象地区にある歴史的建造物の修理は都市再開発の一局面として、このスキームのファンドを使うことができる。これは統一後旧東独地域において多く用いられ1991年から1997年の間に約30億マルクが拠出されている。我が国との違いは間接的財政優遇措置とりわけ税控除にある。基本的な税のスキームはドイツでは連邦法として規定されているが、歴史的建造物の性格をもつ建物の建築コストは全額10年間控除対象となる。これは通常の建物の場合2パーセント前後の控除しか認められないことを考えると大きな違いである。これが適用されるためには、建物が歴史的建造物の性格をもつこと、その費用拠出がその建物の保全またはその建物にふさわしい将来の使用に必要であること、これらの要件充足が建造物保全を管轄するその地区の官庁によって承認されること、である。この控除は賃貸している建造物にも適用され、その建物自体から得られた収入のみならず、課税収入全体から控除されることになる。また所有者自身が居住している場合にも控除は適用になる。さらに建物自体は歴史的建造物としての性格をもたないが、歴史的地区の一部を形成している場合にも適用になる。具体的にはファサードや屋根の修理費がこれにあたる。この控除システムによってうべかりし税収は1996年の場合1億7500万マルクと推定されている。その他、歴史的建造物が20年以上特定の家族の所有であり、その年間維持費がその建物からの収入を上回り、かつ一般の参観あるいは少なくとも科学的調査に開放されている場合には、この建造物は相続税あるいは贈与税を免除される。20年未満の保有期間の場合は60パーセント控除になる。また相続または贈与後10年以内に建造物を売却した場合には、税優遇措置は遡って取り消される。これらの措置の対象となる物件の年代による線引きについては、新しいものでは1950-60年代の建築でも対象となっており、若い世代の人たちの間に古い建物に住むのが人気であることから、この制度はよく機能しているとのことであった。

財政当局のガードが固いゆえに、我が国ではNPOにもいまだ税制優遇措置が認められていないが、今後財政事情が逼迫していく中、個人あるいはいわゆる中間団体を活用することが必要であることはいうまでもない。文化財保護についても事情は同じことであり、ドイツの事例を多角的な観点から検討することは必要なように思われた。

4 報告終了後、委員会がもたれ、役員選挙のためのだんどり、次期開催国等について活発な議論がなされた。会を重ねるごとに、専門委員会としての姿が整いつつあるという印象をもった。

考古学的遺産の管理運営国際委員会（ICAHM）の現況

小野 昭・岸本雅敏

2000年1月22日に開催された日本イコモス国内委員会第1回理事会において、「考古学的遺産の管理運営」専門委の代表として小野 昭（Voting member）、岸本雅敏（Associate member）の両名が選任され、前任の牛川喜幸、本中 眞両氏にかわった。まず仕事はじめにこの国際委員会の現況を報告し、スタートとしたい。

経過 「考古学的遺産の管理運営国際委員会」 International Committee on Archaeological Heritage Management（以下ICAHMと略す）の議長と事務局長宛に石井 昭委員長から4月6日付けで連絡をいただいた。しかし、1999年のメキシコ総会の際に事務局がスリランカからオーストラリアに移ることが決まり、すでに議長がB. Egloff氏に交代したことが判明した。その直後、石井委員長の文書（ファックス）が前事務局から新議長宛に転送された。これをふまえて小野がB.Egloff氏に確認の連絡をとり、新議長から日本国内委員会のICAHMの代表委員2名が新たに選任されたことを確認した旨の連絡を受けた。

メキシコ総会1999で決まった新事務局体制 新体制（2000-2003年）はつぎのとおりである。

- | | |
|------|---|
| 議長 | Brian Egloff (Professor of Cultural Heritage Management, University of Canberra, Australia) |
| 事務局長 | Ellen Lee (Director of Archaeological Services Branch, Director of National Historic Sites, Quebec, Canada) |
| 副議長 | Willem Willems (Director of Archaeological Heritage Management, Ministry of Education Culture and Science, The Netherlands) |
| 副議長 | Hester Davis (Dr., State Archaeologist, Arkansas Archaeological Survey, U. S. A.) |

今後とりくむべき基本的な課題の枠組みが、メキシコ総会の際に議論されている。しかし、筆者らはメキシコ総会時は選任される以前で、総会に出席していなかったため、本委員会の動向を理解するために、直ちに議長、事務局長、副議長の一人（W. Willems）のそれぞれに数回ずつ連絡をとり、およそ以下のような概要を4月末までの段階でつかむことができた。

ICAHM/2000-2003年の重点 つぎの6項目が3年間に取り組むべき重点課題としてあげられている。

1) 1956年にインドのニューデリーで採択されたユネスコの勧告（Recommendation on International Principles Applicable to Archeological Excavations. 略してNew Delhi Recommendation）の改訂作業の支援。これは前期から引き継いだ事項で、このためにすでにICAHMのなかに特別委員会が組織されている。委員はつぎのとおりである。

- | | |
|----|-----------------------------------|
| 議長 | Professor Colin Renfrew (U.K.) |
| 委員 | Professor Anrea Carandini (Italy) |

Dr. Kathaleen Deagan (U. S. A.)

Mr. Paul Mupira (Zimbabwe)

Professor 青柳正規 (Japan)

Professor Brian Egloff (Australia)

Professor Senake Bandaranayake (Sri Lanka), ICAHM Coordinator

2) 地域ネットワークの確立

世界各地のICAHMメンバーの地域的ネットワークを確立し、ニュース、会議、情報などの交流をとおして効力体制を築く。以下の地域の区分とコーディネーターを予定する。担当委員はW. Willems (氏は「考古学者ヨーロッパ協会」European Association of Archaeologistsの会長職にある。以下EAAと略す)。

ヨーロッパ：W. Willems (The Nederland)

ラテンアメリカ：Nellie Robles (Mexico)

南アジア：S. U. Deraniyala (Sri Lanka)

サブ・サハラ：B. Egloff が折衝中

東/南地中海：折衝中

インド・太平洋：B. Egloff が折衝中

極東 (Far East)：日本、中国、韓国？

北アメリカ (カナダ、アメリカ合衆国)：E. Lee, H. Davis 他が折衝中

3) ICAHM/Web Siteの立ちあげ

ニュースと情報の収集・交流のため、議長のB. Egloffが担当責任者となって、既存のオーストラリア・イコモスのWeb Siteにリンクさせてつくる。

4) World Heritage Committeeの比較調査

Henry Cleere氏 (U. K.)に比較研究のペーパーの準備を要請する。

5) ICAHMの名簿の改訂と再発行

事務局長のE. Lee 担当。

6) ICAHM年次総会の予定 (会議の地域を毎年変える)

2000年 ヨーロッパ (W. Willems) ポルトガルのリスボンで9月に開催予定のEAAの会議中合わせて開催。

2001年 インド・太平洋 (B. Egloff) 場所検討中

2002年 アフリカ、ICOMOS総会時にジンバブウェの首都ハラレで

2003年 ラテンアメリカ、世界考古学会議World Archaeological Congress(WAC)の際にブラジルのサンパウロ市で

2004年 南アジアあるいは東/南地中海 場所検討中

ICAHM/2000年次総会について 2000年の9月13～16日までの予定でEAAの大会がポルトガルのリスボンで開催される。それにあわせて9月14～16の予定でICAHMの年次総会が予定されている。最終的に固まった会議プログラムはまだきいていないが、予定の概要について事務局長から連絡がきているので以下に記す。

1. 開会挨拶 B. Egloff

2. 総会の内容と主旨 W. Willems

3. 1999年10月の会合のレビューと確認 E. Lee 他

4. フィラデルフィアで2000年4月に開催予定のUS/ICAHM会議のレビュー E. Lee,

W. Willems, H. Davis

5. 1999年10月会議で確認された重点項目の現状のレビュー B. Egloff 他

(この中で6項目があげられているが、日本イコモスのわれわれにとって特に重要と思われる項目は、①1956年のUNESCO/New Delhi Recommendation の改訂作業について、②地域ネットワークの確立と強化の2点である)

6. 新しい課題 各国の代表からの課題の提起

7. 次のステップへ B. Egloff

8. 2001年の会議に向けたスケジュールの会議

9. 閉会

われわれの対応 以上が、最近の動向である。こうした動きに対して筆者らがこの委員会の日本代表としてどのような対応を予定しているかを記し、結びとしたい。

■連絡済みの事項

1) 地域ネットワークの確立が今期の重点にあげられている。これについてはこの問題に関する全体のコーディネーターである副議長のW. Willems 氏に、筆者の一人小野が東アジア地域のコーディネーターとして活動する用意があることを連絡した。同氏からは大いに歓迎する旨の連絡があり、議長のB. Egloff氏からも了承する旨の返事を得た。ついでながら用語としてのFar East はヨーロッパからみた場合のよびかたであるので、East Asia とするべきであるむね連絡した。

2) リスボンで9月に開催予定の年次総会には筆者両名が出席する予定であることを事務局長のE. Lee、および W. Willems 両氏に連絡した。また総会の際には、両名それぞれにプレゼンテーションの用意があることを事務局長に伝え、なおかつそれがどのような形になるかは最終的な議事日程次第であることもあわせて伝えた。

■予定

1) 5月30日段階で、2000年の年次総会の最終的なアジェンダが到着していないので、詳細は不明のところがある。したがって判断しかねる部分もあるが、なんらかのかたちで、日本から問題を提起するようにプレゼンテーションの機会を確保したいと思っている。各国の代表からの問題提起が予定されているのでそれは可能であろう。事前に筆者両名で議論をし、戦略を練るつもりであるが、会員の諸氏に相談にのっていただくことがあるかも知れない。その節はよろしくご教示を得たいと願っている。

2) 昨年10月に事務局が変わり、まだ半年しか経過していないが、さまざまな動きがようやくわれわれにも見えてきたように思える。今までの対応を見ると委員会の新執行部の動きはよい。問い合わせに対する反応も迅速である。全体として現況は、新体制の模索であり、9月の年次総会は新執行部の事務局体制の基礎作りの様相を呈していると規定して、おおきな誤りはないであろう。

以上、個々の項目についてあまりわれわれの判断をさしはさまないように、ICAHMの最近の動向を紹介した。直接会って収集した情報ではなく、すべて文書によるものであるため、実態とのズレは必ずあるはずである。それは9月の会議に出席してみればおよそ了解できるであろう。会議の様子と内容については、またこの紙面を利用して報告する予定である。

シリアのアインダーラ神殿遺跡の保存修復

西浦忠輝（東京国立文化財研究所*）

はじめに

アイン・ダーラ神殿遺跡は、シリアのアムーク平原の上流、アレッポの北西約37kmのアフリン・バレーにある石造遺跡で、紀元前10世紀に遡る重要な遺跡である。シリア考古総局によって1956年、1976年に発掘された。この遺跡を特徴づけるのは、玄武岩でできた神殿の外壁にくまなく彫られたスフィンクスとライオン像のレリーフや大理石の足跡石などであり、アラム文化の特徴を伝える、歴史のみならず美術的にも極めて価値の高いものである【写真1】。しかし、これらの石彫物は、発掘直後から損傷が著しく、層状、ブロック状に剥離、剥落してその姿が失われつつあった。また、床面の不同沈下等があった。そこで、この遺跡の保存、修復を行うために、1994年に日本とシリア共同のプロジェクトが組織され、調査、研究および実際の保存、修復処置、さらにはシリアの若手技術者への技術指導を行った。

重要な遺跡が多数存在する中近東地域では、かなりの数の国際プロジェクトを含む多くの発掘調査が行われており、大きな成果を上げている。しかし、発掘された重要な遺跡の、その後の保存対策は極めて不十分である。この日本・シリア共同保存修復プロジェクトは、中近東地域における発掘後の遺跡の保存修復プロジェクトとして注目を集めており、今後の発掘と遺跡保存との関係、さらには国際保存協力のあり方を考える上で重要なものである。



写真1 神殿正面のレリーフ群



写真2 唯一顔面部を残しているスフィンクス像レリーフ

遺跡の状況

石彫物は、発掘時において既に大きく破壊されており、特に顔の部分についてはほとんど全部が破壊された状態で、唯一正面の一体のスフィンクス像のみが不完全ながらも顔面を残している【写真2】。破壊され剥ぎ取られた顔面部のいくつかは発掘時に発見され、倉庫に保管されているが、それらの元の位置は現在までのところ同定できていない。石彫レリーフには大小の割れ、亀裂が多数存在し、それにより、破壊、崩落が進行中であった。しかしながら、石質そのものの劣化、脆弱化は軽微であり、健全で強固な状態を保っている。アイン・ダーラ神殿の石彫物がかくも激しく破壊された原因は、火災による影響もさることながら、古い時代における人為的な機械的破壊ではないかと考察される。即ち、戦いに敗れてアイン・ダーラ神殿が破壊された際、政治的あるいは宗教的理由等で、顔面部分が集中的に意図的な破壊を受けたと考えられる。

最も大きな問題は、石材に多くの割れが存在し、そこから破壊が進行していたことである。雨が降ると、雨水が容易に石の割れ目に入り込む。石質自体は健全で緻密な状態を保っているため、割れ目に入り込んだ水は、石内に浸透せず割れ目内に留まることになる。冬季において、この水が凍結すれば、石は容易に破断する。また、冬季以外にも、割れ目に入り込んだ土砂に水分を供給し、草、木の生育を助長して、



写真3 遺跡の周りに建てられた鉄筋コンクリート柱

破断の原因となる。実際、発掘以後に脱落したと思われる彫刻面の断片も、倉庫内には数多く保管されている。

アイン・ダラ神殿遺跡の保存と遺跡博物館構想により、以前にシリア考古総局によってドーム状の覆屋の建設が計画され、遺跡を囲む形でコンクリートの柱が建てられた。構造耐力の問題等から工事は中止されたが、柱は残された状態で、外観上極めて見苦しい状況であった[写真3]。

保存修復対策

前述のように、石彫レリーフには大小の割れ目、亀裂が多数存在し、そこに水が入り込むことによって、割れ目の拡大、彫刻面の脱落が急速に進行する状態であった。従って、保存対策としては、まず第一にこれらの割れ目をつなぎ、石材を一体化させることであった。そのためには、割れ目の中に合成樹脂（エポキシ樹脂）を注入、充填して、石材を接着、固定し、かつ割れ目を完全に充填しなければならない。割れ目の幅、長さ等、種々の状況に応じて、樹脂の種類（主に粘度）や注入方法を使い分け、注入充填処置を行った[写真4]。

また、劣化の主原因は石材の割れ目への雨水の侵入であるから、環境面からこれを防ぐことは本質的な劣化防止策である。遺跡の景観上の問題を考えなければ、全体に覆屋を設置して雨から護ることは最善の保存策である。アイン・ダラ遺跡では、遺跡を囲む形で、既に鉄筋コンクリートの太い柱が建てられていた。この柱の設置については、遺跡地域内を大きく掘り下げ、セメントを流し込んで固めるなど、遺跡保存の観点から見て、不適当な工事であったと言わざるを得ない。しかし、既に行われてしまった工事であり、撤去しても遺跡が元に戻るわけではない。ただ、残されている柱は外観上極めて見苦しい状態であったので、下部の土台部分を残して上部を切断し、除去した。将来的には、柱の下部を利用したテント状屋根の架設を検討して行くべきであろうと考えている。

テルの側面で雨水による侵食が起きており、特に神殿の位置する北西面で崩落、崩壊の危険性が指摘されていた。そこで、テルの補強整備工事を行った。テルの法面に、麻布で補強しながら土を盛り付けて固めた後、植栽して安定化させた。

石彫レリーフのオリジナル彫刻面が発掘時に発見されており、また発掘後に崩落したものがかなりあって、大量の断片が現在倉庫に保存されている。これら残存断片の整理と元位置の同定を行い、元位置が同定できたものについて、合成樹脂（エポキシ樹脂）による元位置への再接合を行った。

アインダラ神殿には、石彫レリーフの他に多数の大きな石彫像があったが、それらはほとんど原型を留めないまでに破壊されている。しかし、それらの大きな断片の同定、再接合はある程度可能であり、できる範囲内での修復を行った。

足跡石については、材質が石灰岩であり、玄武岩に比べて遥かに劣化しやすい（特に酸性雨に弱い）ので、表面からの劣化により足跡が見えにくくなる恐れがある。そこで、石全体をクリーニングした後、撥水性のあるシリコン樹脂を含浸して、表面層を強化するとともに防水性を与えて保護する処置を行った。また、クラックへの合成樹脂の注入による安定化処置を行った[写真5]。



写真4 レリーフ石への樹脂注入、充填処置



写真5 足跡石の強化、保存処置

神殿前室、奥室の床面が、それぞれ中心部に向かって不同沈下していた。そこで、舗石を一旦取り外し、石灰岩塊を補填して敷石を嵩上げてから、舗石を元の位置に戻して、床面のレベルを揃える作業を行った【写真6～8】。

遺跡の保存環境を調査するために、遺跡に近接した宿泊施設の屋上に環境計測機器を設置し、温度、湿度、風速、日照強度、雨量等の連続測定を行ってデータ解析した。

神殿の南西30メートル程離れたところに、作成途中の石彫物が残されていて、そのうちの1体はほぼ完全な形のライオン像である。この像は、彫刻が完成し神殿に設置される直前の状態であったと推定される。幸いに破壊を受けておらず、ほぼ完全な形を残している貴重なものである。横斜めに寝かせてあったこのライオン像を、下部にあった割れを再接合した後、垂直に立て、併せて周辺の整備を行った【写真9】。一般の観光客にとっては、神殿に到る直前にこのライオン像を見ることになるので、かなりのインパクトを受けることになるであろう。

この保存修復事業は、いうまでもなく日本とシリアの共同事業であり、シリア側の人材養成も本事業の重要な目的の一つである。そのために現地での技術指導および日本に招聘しての研修事業も行った。



写真6 奥室床面の嵩上げ作業



写真7 神殿中央階段部分(修復前)



写真8 神殿中央階段部分(修復後)

おわりに

1994年4月から5ヶ年にわたった本プロジェクトは、多くの関係者のご苦労、ご協力により、計画以上の成果を上げることができたものの、問題も多く残されている。今後も調査研究を続けながら必要な事業について前向きに検討していきたい。

本プロジェクトに対してご協力いただいた井上洋一（東京国立博物館）、海老澤孝雄（株）ざ・エトス）、中田英史（株）文化財保存計画協会）津田豊（株）ジオレスト）、山内奈美子の各氏をはじめ、種々ご教授、ご助言いただいた諸先生方に深く感謝申し上げます。

本プロジェクトは、住友財団「文化財維持・修復事業助成＜海外＞」によって行われた。末筆ながら、ここに記して深謝申し上げます。



写真9 神殿の近くにあるライオン像

*国際文化財保存修復協力センター・環境解析研究指導室長

レバノンの文化財とその現状

国士舘大学イラク古代文化研究所 松本 健

1996年11月、国際交流基金によるレバノン考古総局前長官カミーユ・アスマル博士の招聘の際、国士舘大学鶴川校舎において「レバノンにおける文化財復興の現状と課題」ということで講演され、博士は西アジア考古学研究者に対し、レバノンの文化財救済プロジェクトへの協力を要請した。

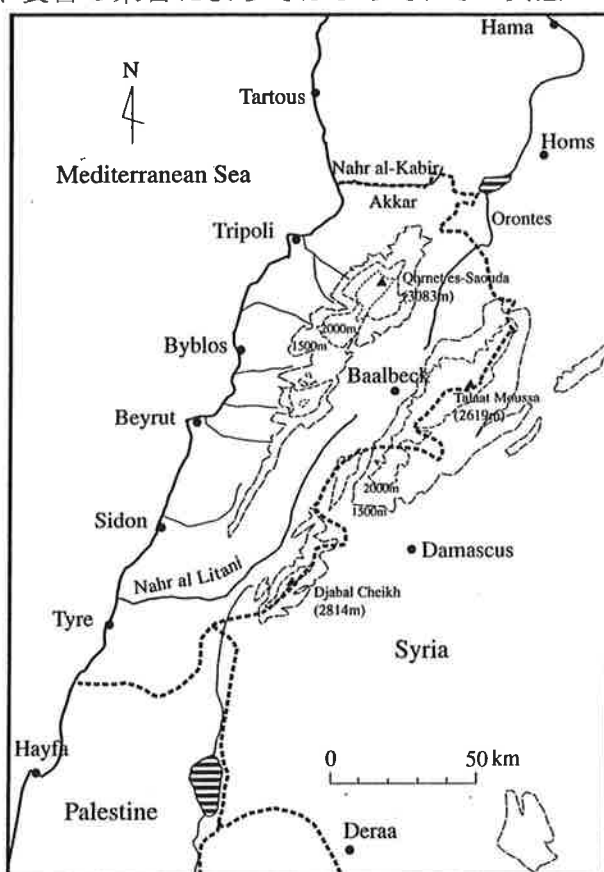
レバノンにおける日本との学术交流は1969年鈴木尚教授を団長とする「東京大学先史人類調査団」による遺跡分布調査に始まり、翌1970年には北レバノンのケウエ洞窟の発掘調査が実施されている。また内戦中の1998年の夏、日本から江上波夫、藤井秀夫の両教授がレバノンを訪れ、内戦による文化遺産の破壊を憂えて、ベイルートの殉教広場で遺跡の発掘調査を行ったことは内戦終結にむけてのきっかけの一つとなった。

1992年11月長く続いた内戦がようやく終結し、破壊された都市の復興を急ぐレバノン政府はユネスコに協力を要請すると共に、また各国の遺跡調査団にも遺跡救済の協力を要請した。これに対し、フランス、ドイツ、オランダ、イギリスの遺跡調査団や、レバノンのアメリカ大学、セント・ジョーセフ大学、レバノン大学などが1993年の春から協力に立ち上がった。しかし日本では1996年11月、長官の来日によってはじめて、その実態が明らかになった。世界の調査団への遺跡救済の呼びかけは、後に松本がレバノンに行つてはじめてその要請状の存在が解った。1994年にはまだ日本大使館はベイルートには開設されていなかったのである。

1998年度

1996年11月来日のレバノン政府考古総局の長官の遺跡救済の呼びかけに応える形で、松本は日本西アジア考古学会の推薦を受け、1998年8月20日より1999年2月15日まで、国際交流基金の派遣専門家として派遣された。

そのレバノンでの文化財の現状は、ベイルート市内の都市復興に伴う遺跡の発掘調査は急ピッチに進められ、大規模な調査はほぼ終了し、次々に建物が建設されていた。また遺跡の数カ所は都市計画に従って残されていた。これらの復興計画の中心は当時の首相ハリーリの主導で進められ、彼自身ベイルート中心部の大地主であった。この状態は彼に計



レバノン地図

画遂行の経費があるかぎりにおいて順調に進められた。遺跡の救済事業もハリーリ財団が担った。すなわち埋蔵文化財の発掘調査経費は地主が原則として支払うのである。しかしベイルートの市街地の地下は全て遺跡であった。古くは旧石器時代から、新石器時代、青銅器時代、鉄器時代、ローマ、ビザンチン時代、イスラム時代などの多くの遺跡が埋蔵されている。建物の建設には必ず遺跡にあたり、経費は嵩み、建設予定期日からは大きく遅れる結果となった。そこに政権交代が起こり、復興計画推進者のハリーリ首相が退くことになる、復興計画は一旦停止状態となった。このような状況の中、アスマル長官も役を退かれ、次期長官は未定のままであった。ただベイルート市街地の発掘調査は緊急でかつ、地主が経費を支払う場合のみ小規模に進められた。またオランダアムステルダム大学（代表：Dr. Hans Curvers）はこの事業の当初より、ハリーリ財団と共に事業の中心となって発掘あるいは遺跡、遺物保存問題に対応し、情報を統括してきた。そして調査の整理を今なお継続している。

この状況下、日本側として今後どのような協力ができるかを検討した結果、ベイルート市街地の緊急発掘に対応する、またベイルートの東20キロにあるベイトメリーという古来からのベイルート市民の聖なる地の遺跡を調査するというに考古総局と協議し、その準備を進めることになった。またレバノン滞在の間、北レバノンのアッカー地域地域の遺跡の分布調査を1ヶ月間、レバノンの北部担当者のアニスシャーヤ氏、ヨルダン在住の考古学者和田久彦氏と共に実施した。この一帯はシリアとの国境地帯でレバノンでも辺境の地とされ、調査研究があまり進んでいないところであり、その成果が期待された。

レバノンにおける文化財の調査の結果、レバノンには貴重な文化財が先史時代から多く存在するにも関わらず、文化財行政は人員、経費共に非常に不足している。国民の文化財に対する関心は高い、大学でも多くの学生が考古学を専攻している、にもかかわらず、一般的には裕福な人々の古骨董あるいは低所得者の盗掘の対象となり、文化財の海外流出が後を絶たない。ベイルートの国立博物館も未だに開館されておらず、内戦で破壊を受けた建物また遺物の修理修復に時間がかかっている。さらに戦後の復興建設ラッシュで遺跡は破壊され続ける。これらの建設は戦前は地下に杭を打ち込みビルを建設していたが、近年はビルの大きさだけ地下深く石灰岩の地盤を掘り下げて、その掘り下げた中にビルを建てる方法のため、杭を打ち込むだけの遺跡破壊では済まされない、完全に跡形もなく遺跡は



ベイルート市内の遺跡発掘（ビルの基礎杭が見える）

無くなっていく。現実にはベイルート市内ではその工法で次々に建設され、遺跡は跡形もなく消滅している。ベイルートでは遺跡公園として残された僅か数箇所だけが歴史を感じることができるだけである。そしてその復興計画にあった歴史公園あるいは博物館構想もまだ完成には時間と経費を要する。また文化財保護法については現在1931年のフランスの統治下時代の考古法が運用されているが、内容の是非に関わらずレバノンの政治的問題が今も文化面に大きく反映している。

1999 年度

1999 年度における当初の計画すなわちベイルート市内での緊急発掘調査、及びベイトメリー発掘調査の計画が突如レバノン側から変更され、今後 2 年間発掘はレバノン国内では実施しない、またベイルート市内の復興に伴う発掘調査はほぼ終了したとのことであった。

そして 1999 年 6 月 21 日付けでレバノン文化高等教育省大臣より「レバノン・ティール市の高速道路建設に伴う遺跡分布調査の実施とその調査の指導について」要請があった。そこで国際交流基金は松本健を 1999 年 9 月 20 日から 1999 年 12 月 5 日まで、辻村純代を 1999 年 11 月 30 日から 2000 年 3 月 20 日まで派遣専門家として派遣した。

レバノン政府は内戦後の復興計画としてレバノンの首都ベイルートから南約 80 km のティール (Tyr, Tyre, Sour) まで、高速道路建設を実施している。現在すでにベイルートの南 50 km のシドン/サイダまで完成している。

今年度の専門家派遣の目的はティールでの高速道路建設に伴う遺跡の分布調査と調査における指導である。具体的にはティール市郊外東側に建設が予定されている高速道路と 2 つのインターチェンジでの遺跡の分布調査と考古総局員及び考古学専攻学生に対する調査方法の指導である。

ただレバノン政府はティール市において高速道路建設後の幹線道路の整備、さらに新たな都市計画も予定しており、その都市開発地域における遺跡の分布状況の調査も併せて要請している。

遺跡の分布調査は南部レバノンの遺跡責任者のアリ・バダウィ氏、学生 3 名、及びテライフォーメーション地中レーダー技師渡辺広勝氏、東京国立博物館東洋課エジプト・西アジア室長後藤健氏 (考古学) の協力を得て進められた。アリ・バダウィ氏には研究室の提供、作業員の派遣、地図などの情報提供、宿舍の設営などの便宜を受けた。

ティールはアレキサンダー大王の遠征の際、7 ヶ月間も持ちこたえた孤島の要塞であったが、その時大王は島と陸との間を埋めて陸続きにして、ようやく陥落させたと言われる。その後もティールはフェニキア商人の重要な商業港湾都市として栄え、特にローマ、ビザンチン時代の繁栄ぶりは、その後の発掘調査で蘇り、多くの観光客に親しまれている。現在このティールは世界遺産に認定されている。

高速道路建設予定地はなだらかな丘の斜面であるが、古代都市ティールの墓地として、斜面に広がる石灰岩の岩盤を削り抜いて巨大な地下墓が多数建設されている。また周辺の農地はバナナやオレンジ畑に利用されている。地下墓の多くは盗掘されたり、すでに学術調査されたものであるが、学術的に貴重で、それらの幾つかは鉄の格子の門で閉鎖されて保護されている。しかしほとんどは放置され、また壊されたままである。

調査方法は高速道路建設予定地をくまなく踏査して、遺跡を詳細に調べ、



ベイルート市内の遺跡

その位置をGPSでチェックし、それを地図に落とし、同時にそれらの調査内容をデータベースに作成する。また踏査において採集された遺物についても分析内容をデータベースに作成する。土砂が堆積しているバナナ畑やオレンジ畑の調査は日本から携行した地中レーダーによって地下墓やその他の遺構の埋蔵状況を探査した。このような調査の中で、考古総局員及び学生にこれらの調査方法や整理方法などを指導した。

これらの調査結果をもとにして、レバノン考古総局は高速道路建設を決定あるいは変更、また発掘調査方法や遺跡の保存方法を検討することになる。

調査結果

踏査の結果、高速道路建設予定地には多くの地下墓が分布していることが判明した。中でもマーシューク・インターチェンジ(Maachuk Interchange)建設予定地には密集した地下墓が多数確認され、それらの中には極めて重要な地下墓も多数含まれていた。また古くから水路が灌漑にまた飲料水に利用されていることが明らかとなった。それらはティール市から南約40km地点に古くは先史時代から湧き出る泉(Ras al Ain)に水源を持ち、そこから水路を築いてティールに飲料水や灌漑用水が提供されている。その水路はおおよそ海拔20m地点に設けられ(高速道路建設予定地に隣接している)、ローマ時代の水路を利用しながら現在も使用されている。また各地にはローマ時代にアーチに造った有名な水道橋(Aqueduct)も残っている。こうした構築物も貴重な文化遺産である。またバナナ畑やオレンジ畑の地中深く土砂に埋もれた地下墓やその他の遺構についても、日本から携行した地中レーダーによって探査し、少なくとも10基以上の埋蔵遺構を確認した。

問題点

今後この調査報告をもとにレバノン政府で検討され、建設かまた道路変更などの判断が下されることになる。現実には経済復興という命題の前に、遺跡は調査され?或いは破壊され計画は予定通り実行される可能性が大きい。今回の遺跡分布調査の要請は今までのように計画が決定された後の遺跡の発掘そして処理するための要請ではない、道路建設予定地としてそれが適地であるか否かを調査するものである。従って調査結果如何によっては道路建設の変更もあり得る。この準備段階からの調査依頼は文化遺産がその国にとって、またその地域にとってどうあるべきかを問うものであって、また我々がそれにどう応えるかというという極めて重要な課題を担っている。従来のように遺跡の分布状況、あるいは遺跡の詳細な学術的調査だけでは、文化遺産を保護すべきか否かという問いには不十分な調査である。従って今後は文化遺産の保護が未来に必要なか否かという立場から調査する必要があると考えている。

調査項目

- 1, 学術的価値
- 2, 経済的価値
- 3, 教育的価値
- 4, 観光地としての価値
- 5, 地元への還元、地元との関係
- 6, 人類共通の遺産としての価値
- 7, 保護するための対策(観光公害、管理組織及び経費、保存修復技術方法の確立など)

エジプトの総合開発計画とイスラーム考古学の危機

川床 睦夫 (中近東文化センター)

はじめに

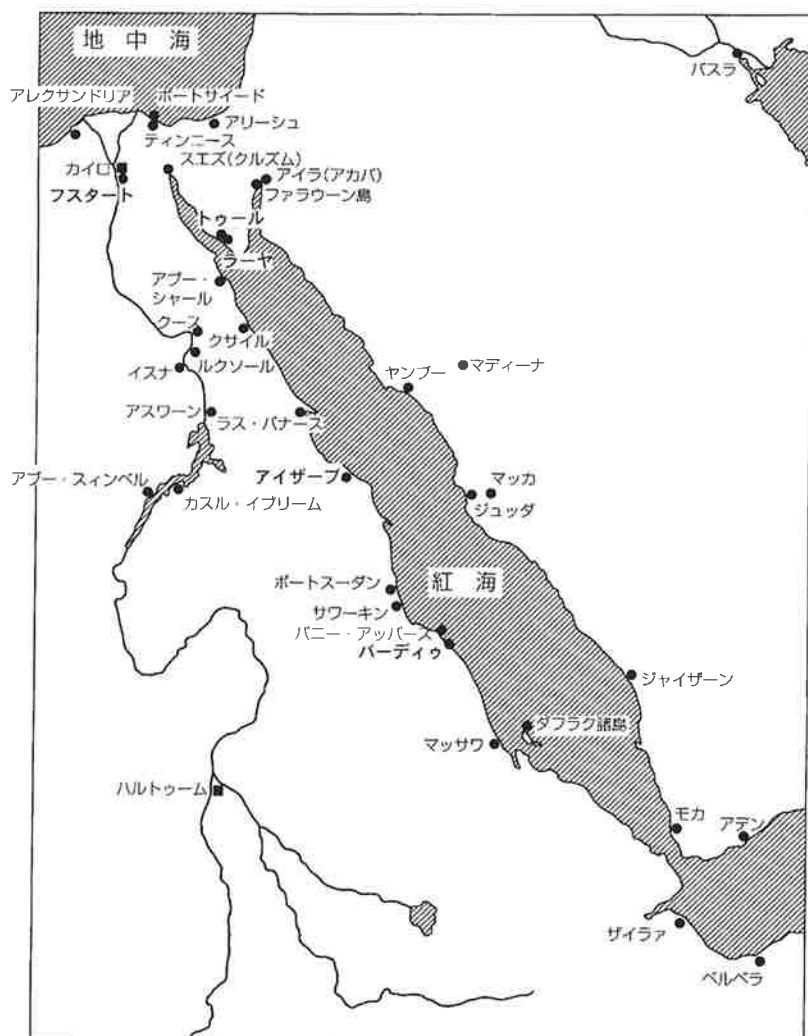
1990年代のエジプトには観光開発の大波が押し寄せた。人口の激増とナイル流域への集中は解決を引き延ばすことの出来ない大問題となった。20年計画の西部沙漠開発計画とシナイ半島開発計画はこの問題解決のために立案され、開始された。同時に、諸都市内部の再開発可能な地域の整備、都市周辺地域の開発も開始された。開発の主流は農業開発と観光開発である。前者は灌漑運河掘削と水分過多による遺跡破壊を招き、後者はホテル群、緑地庭園の建設と研究不足の修復・復元作業による遺跡破壊を招いている。このようは開発の嵐の中で、多くのイスラーム時代の遺跡が危機に瀕している。イスラーム時代の都市が古代王朝時代、グレコ・ローマ時代を破壊し、その建築材料を奪って、その上または近辺に建設され、拡大された結果、まず開発によって破壊されるのはイスラーム時代の遺跡である。

エジプトの考古学は古代王朝時代の考古学、グレコ・ローマ時代の考古学を中心に進められてきた。現在、エジプトでは100以上の外国調査隊が毎年発掘調査を実施しているが、イスラーム考古学の発掘調査は中近東文化センター・エジプト調査隊が毎年発掘調査を実施しているほかは、フランス・オリエント考古学研究所調査隊によるフスタート遺跡（イスタブル・アンタル地区）が5年に4回の割合で実施されているに過ぎない。

そして、イスラーム時代の考古学と遺跡に対する認識の浅さが遺跡破壊に拍車をかけている。

われわれのイスラーム時代のエジプト調査は「もの」、「ひと」、「ことば」の交流が文化の形成と展開に重要な影響を及ぼす要素であるという観点に立って、東西南北諸地域の交流中心地であるエジプトの歴史・社会・文化の動態を学際的に研究することを目的としている。このために、中心は考古学的発掘調査であるが、文献史学、文化人類学、言語学、碑文学、建築学、都市工学、および形質人類学、植物学、海洋学、分析科学などの自然科学諸分野の専門家と共同し、調査・研究を行っている。

本小文では、われわれが長年にわたって調査してきたフスタート遺跡とトゥール・ラーヤ地域の状況を記すこととする。



紅海周辺図

フスタート遺跡

フスタートは、642年にアラブ・イスラーム軍によって建設された「アフリカ大陸最初のイスラーム都市」である。現在のカイロ市南部（オールド・カイロ地区）に位置する都市は、行政の中心であるばかりではなく、宗教・学問・商工業の中心地でもあった。969年にファーティマ朝がエジプトを征服し、新首都としてカイロ（カーヒラ）市が建設されたのちも、フスタートは商工業・学問の中心地であった。特に、10世紀後半以降に紅海ルートが湾岸ルートに替わってインド洋世界と地中海世界をつなぐ東西海上交流路のメインルートになると、フスタートは、隣接する首都カイロとともに世界最大級の都市となった。1168年、聖地イェルサレムに第1次十字軍が樹立したラテン王国の侵攻を受けた際に、フスタートは破壊されたが、直後にアイユーブ朝の創始者サラフ・アッディーン（サラディン）によって再建復興され、急速にかつての繁栄を取り戻した。この後、フスタートは紅海の香辛料交易をもとに国家財政を左右するほどに強大となる商人グループの拠点として、空前の繁栄を経験することとなったが、1347～49年に人口の3分の1以上が死んだといわれるペストの大流行の後、フスタートの大部分は放棄された。1799年にエジプトに遠征軍を送ったナポレオンの『エジプト誌』によれば、当時のフスタートはナイル河岸部の1万人程度の小村であった。1911年に、アラブ芸術博物館（現在のイスラーム芸術博物館）の館員であったアリー・バフガトがフスタートの発掘調査を開始したときも、河岸部の一部を除いては廃墟のままに放置され、遺跡は土砂、沃土、建築材料の採取地となっていた。かつての首都が廃墟のままに放置される例は極めて稀で、フスタート遺跡は、イラクのサーマッラーと並ぶイスラーム考古学の最重要遺跡であると認識されている。

アリー・バフガトの後もエジプト人考古学者のみによって発掘調査は引き継がれ、多数の優秀な考古学者を輩出した。しかし、1963年にカイロ市はフスタートを含むオールド・カイロ地区の再開発計画を発表した。これは遺跡を全て土砂で覆い、緑地公園と観光客用ホテルと集合住宅を建設するという計画であった。当然、エジプト考古局は反対運動を開始し、エジプトによる同遺跡の発掘調査を拡大・継続すると同時に、世界に同遺跡救済のための緊急発掘を呼びかけた。これに応じてアメリカ・エジプト研究センターが1964年に発掘調査（以後8回）を開始し、日本からはフスタート出土の陶磁器調査のために、出光中東調査団（1964年—小山富士夫団長、66年—三上次男団長）が派遣された。

この後、1978年には早稲田大学調査隊がアムル・モスクの東で発掘調査を開始し、1985年には、フランス・オリент考古学研究所がイスタブル・アンタル地区で発掘調査を開始した。早稲田大学調査隊は、後に出光美術館、中近東文化センターと共同して発掘調査を進め、1985年に第一期発掘調査を完了した（櫻井清彦・川床睦夫編「エジプト・イスラーム都市アル＝フスタート遺跡 発掘調査1978～1985年」 早稲田大学出版部、1992年）。

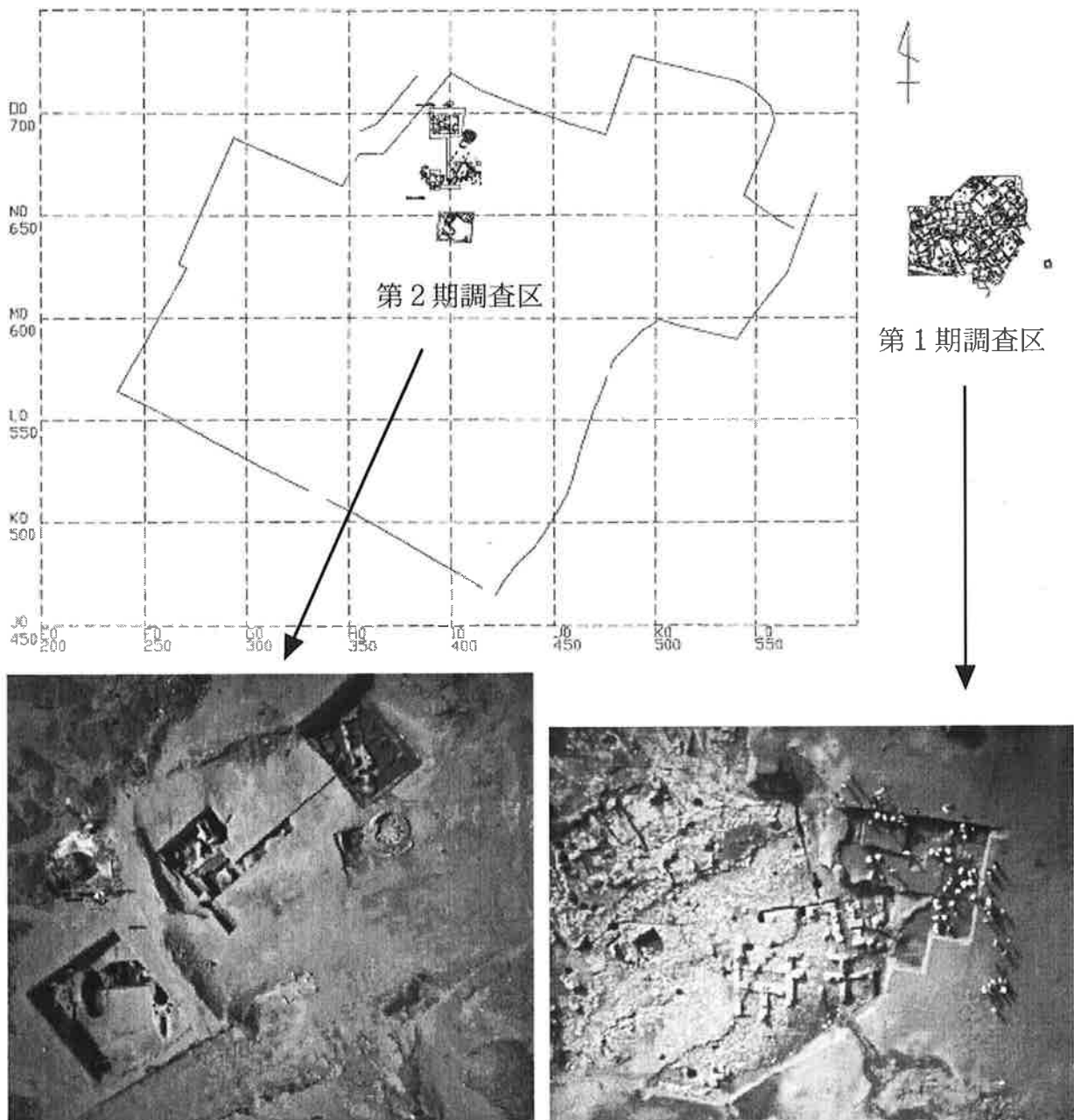
また、1994年からは、1911年以来毎年継続されてきたエジプト人査察官による発掘調査の結果、100万点以上の遺物が倉庫内外に蓄積され、大部分が未整理のまま放置されていた。これらを洗浄、整理し、分類し、総合カタログを作成するプロジェクトがエジプト側の要請により共同で始められた。現在までに、約70%の整理を完了した。約8000箱の段ボール箱に中国陶磁器、フィルター、ランプ、パイプ、土器、各種イスラーム陶器などの大分類ごとに詰め、イスラーム陶器以外は完了した。イスラーム陶器の残りは約3500箱分である。

カタログについては、第1巻は飲料水用小壺のフィルターに決定した。そこで、全遺物の中から2万点におよぶ飲料水用小壺のフィルターを選別し、詳細にわたる観察、分類を行った。比較研究のためにエジプト国内および世界の博物館・個人コレクターの所蔵品を調査し、約5年の歳月をかけてフィルター調査を終了した。現在、第1巻目が編集されている。

この間も、カイロ市当局によるフスタート遺跡の破壊作業は着実に進められた。北東部に形成されていたカイロ市清掃局のごみ山は日々膨張し、それを燃やす火は24時間1年中途絶えることはなかった。遺跡の北端を走る空港道路沿いには高層ビルが建設され、南に向かって伸びてきた。東部では建設会社が遺跡の上にコンクリートを打ち、資材置き場、機械置き場などを建設した。西側には不法集合住宅ビル群が密集し、中心地アムル・モスクのそばでは数十の土器窯が営まれ、バスターミナル、ユース・センターなどの諸施設が建設された。80年代に入ると開発は急速化し、北側のごみ山は均して埋め立てられ、その上に緑地公園、遊園地が建設され、東側には数十棟の集合住宅ビルが建設された。

そして、1997年、カイロ市は緑地公園を造園する目的で、アムル・モスクそばの土器窯を強制撤去した。そこで、考古最高会議フスタート事務所は反対キャンペーンを展開するとともに、われわれに協力を依頼してきた。資金不足にあえぐ中近東文化センター調査隊はエジプト側も資金を分担するという条件で協力することとなった。調査は今まで報告された例のないサーキヤ（水車施設）の発見などの大成果を得たが、資金枯渇のため、2000年度の発掘調査は覚束ない状況である。

さて、エジプトには1951年に制定され、修正されつつ現在も効力をもっている「文化財保護法」がある。他の法に比べて、影響力が弱いのは万国共通である。しかし、ある遺跡がこの法の趣旨に基づいて、遺跡保護指定区として閣議決定されると、完全に保護されることになる。われわれはフスタート事務所だけではなく、考古最高会議イスラーム・コプト考古局にも指定を取るよう勧めているが、首都カイロ市の中にある広大な遺跡だけにいまだ指定されていない。何とか資金を調達し、発掘調査を再開し、カイロ特別自治体知事をはじめ、カイロ当局の理解を得るに十分な遺構と遺物を発見したいと願っている。エジプト、アフリカ最古のイスラーム都市を非ムスリムの日本調査隊がムスリム（イスラーム教徒）と協力して保護しようという試みを続けている。

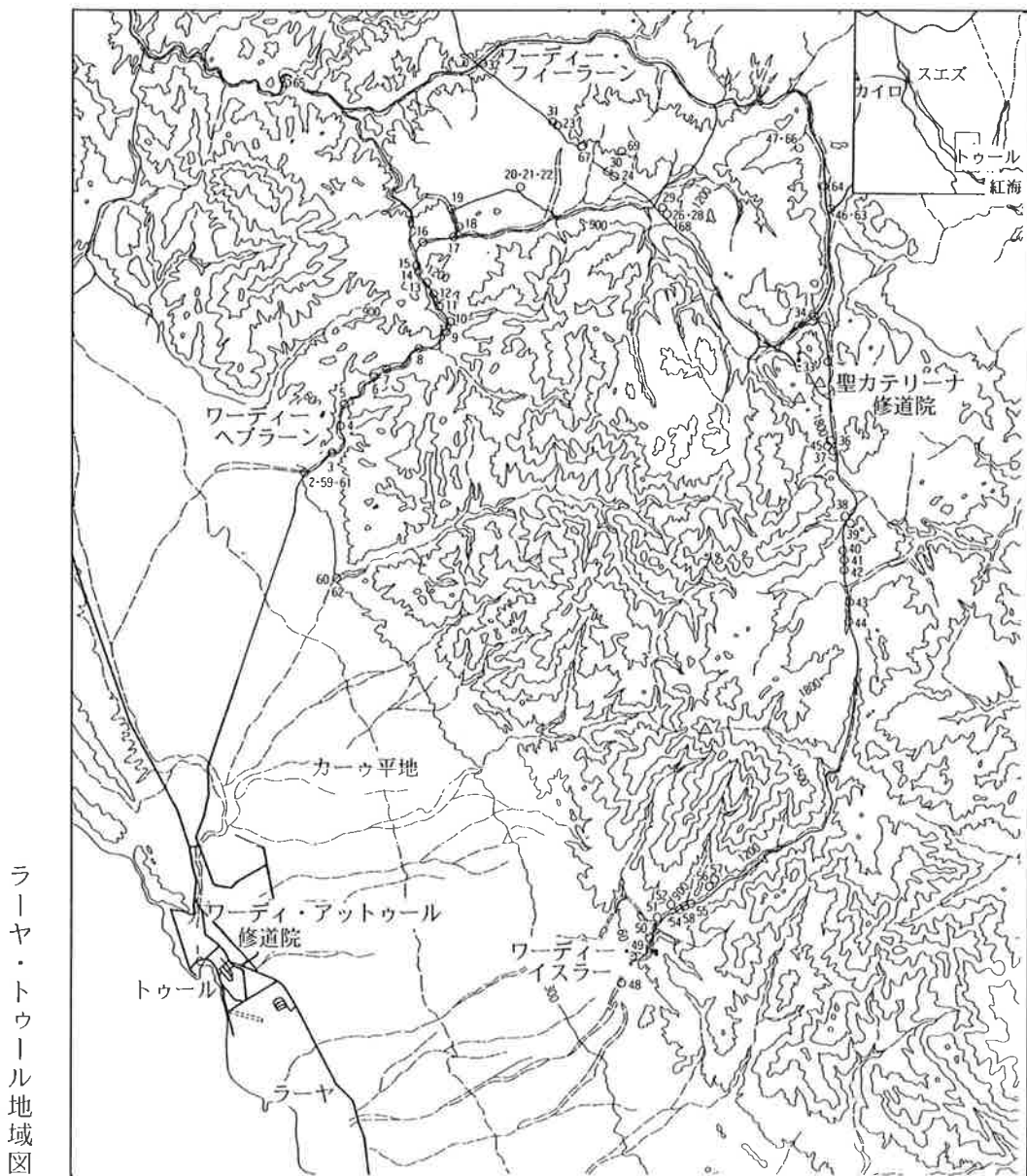


ラーヤ・トゥール地域の歴史

シナイ半島南部は古代以来、銅、トルコ石などの産地、「出エジプト」の地として知られていた。カイロ市の南東400km、シナイ半島の南西部を占めるラーヤ・トゥール地域が、歴史に登場するのは、キリスト教修道士の活動した「ライソウ」という地名を通してである。この地域は、3世紀末以来、シナイ山、ワーディ・フィーランとともに初期修道制の中心地のひとつであった。6世紀半ば、ユスティニアヌス帝（527～565年在位）がシナイ山とライソウに要塞化された修道院を寄進すると、この地域の重要性は増大した。シナイ山修道院は、後に聖カテリーナ（カタリナ）と結びつき聖地巡礼の対象となり、ライソウ修道院（ワーディ・アットゥール修道院であろう）近くに港市ラーヤが建設された。

イスラーム時代に入ると、ラーヤは修道院の外港として、風待ち用避難港としての重要性を増し、9、10世紀には繁栄期を迎えた。紅海が東西海上交易路のメインルートとなる10世紀後半以降、ラーヤは紅海の重要な港としてアラブの地理書に記載されるが、12世紀頃、この港は突然廃棄され、ラーヤ港の機能は北約8kmに位置するトゥール港に移動したと考えられる。その後、1378年にマムルーク朝のサラフ・アッディーン・アッラームが、トゥールの港湾施設を整備し、この港は国際商業港とした。ところが、1550年頃からスエズ港の急速な繁栄に伴い、トゥール港は衰退した。

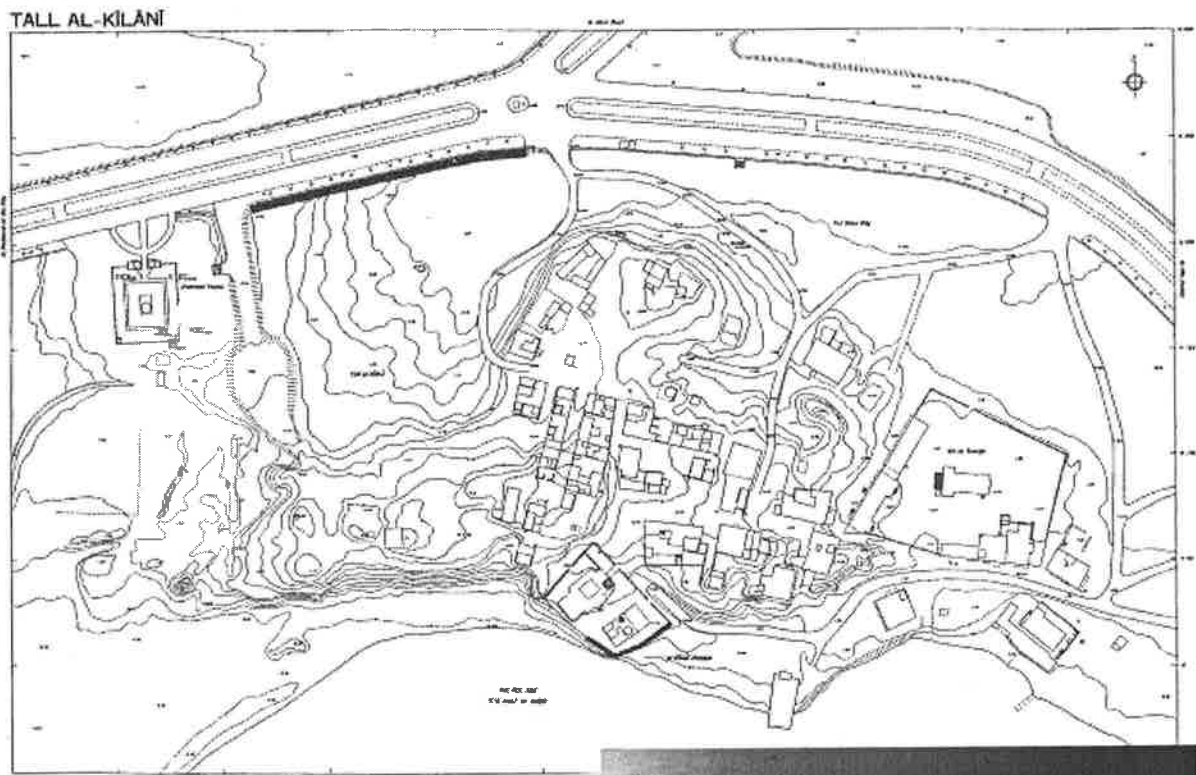
1869年、スエズ運河が開通すると、再びトゥールが重要となる。ここに検疫所が設けられ、聖カテリーナ修道院の分院が建てられ、さらに、メッカ巡礼の公式経由港に指定され、かつての繁栄を取り戻した。その後、1967年の第3次中東戦争でシナイ半島がイスラエルに占領され、1982年にエジプトに返還されると、トゥールは南シナイ州（エジプト28州の第28番目の州）の州都となった。



キーラーニー地区の発掘調査

1985年に、トゥール市の西端に位置するキーラーニー地区を発掘調査地に選定した調査隊の前には、直ぐに開発問題立ち塞がった。返還後間もない南シナイでは都市整備が急務で、州当局は古い建物が密集する同地区をブルドーザーで均して、区画整備のされた集合住宅群を建設する予定で、ザカズィーク大学工学部の都市計画専門家を招いて、設計図の作成中であった。知事に呼ばれ、退去命令を受けた筆者は文化省考古庁（当時）の許可を楯に文化財保護の重要性を説き、即時計画の撤回を主張した。同時に、上記設計者を説得し、味方にし、彼と共同で知事を説得し、計画変更を了承してもらった。

1986年、調査のためトゥールを訪れると、知事はヌール・アッディーン・アフィーフィー將軍に代わっていた。この度も知事に呼ばれ、同様の主張をしたところ、知事は理解を示してくれたので、その後、足繁く通い、遺跡の完全保存とその意義を説明した。遺跡に招待し、トゥールの歴史と遺構の重要性を説明し、倉庫に収められた多種多様な出土品を示し、解説した。その結果、筆者側の主張は完全に受け入れられ、住民移転がなされ、州議会を通過し、1996年4月27日付の総理大臣令1150号で遺跡保護指定区となりました。



キーラーニー地区の全体図



1985年のキーラーニー地区

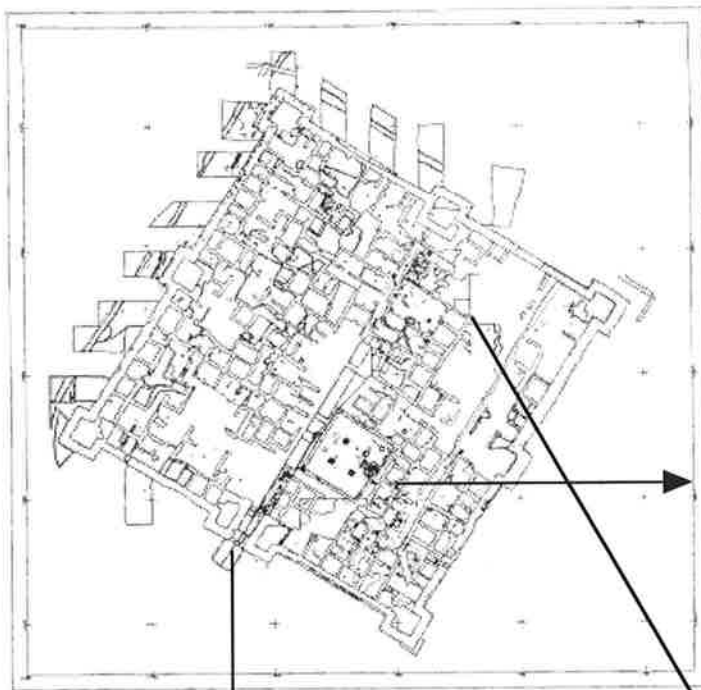


1997年のトゥール市

ラーヤ遺跡の発掘調査

ラーヤ遺跡のあるラス・ラーヤ地区は1980年代は国境警備軍が駐屯し、1995年頃までは許可証なしでは立入禁止の区域であった。1985年に国防省の許可証を持ってジェネラルサーヴェイを実施し、遺跡の存在は確認していたが、長時間留まることは不可能であった。その地が、シナイ半島総合開発計画（1995年国会通過）に従って開放され、26区画に分割されて、リゾートホテル会社に分譲された。ここで、調査隊は考古最高会議南シナイ事務所に協力要請され、緊急発掘と反対運動を共同することとなった。調査隊は、文化財保護法の重要部分にラインマーカーで印をつけて説明し、遺跡・遺物を示し、ラーヤ・トゥール地域の意味を力説した。精緻な調査方法、城塞の発見、モスクの発見、貴重な遺物の数々は州当局者の理解を得、1999年11月2日付の総理大臣令3340号で遺跡保護指定区に認定された。

人は生きていく以上、古いものは新しいものにとって代わられる運命にある。人々はより住みやすい条件の整った所に住むのである。古くから人々が住み続けてきた所が今でも住みやすい所なのである。このような定法の中で、「開発」と「遺跡保存」の問題はますます増加することとなるであろう。シナイ半島は別にしても、フスタートやカイロの遺跡、町を歩きながら、問題の重大性に戸惑いを覚え、極度の資金難に喘いでいる。



Intangible Heritage をめぐる討論について

- 2002年のイコモス総会に向けての準備の必要性 -

大河直躬

1 はじめに

次のイコモス総会が2002年10月に南アフリカのジムバブエで開催されることと、その科学的シンポジウム (Scientific Symposium) の討論の主題に <Intangible Heritage> が選ばれたことは、会員諸兄がすでにご存じだと思います。

この討論は、総会の会場で行われるだけではなく、その準備のための討論を総会に向けて積み上げてゆくことが、各国内委員会・国際委員会および会員個人に要請されています。

Intangible Heritageという主題は、私の考えでは、日本における種々の歴史的遺産の保存にとり非常に大きな関連性を持っていると思います。例えば、伊勢神宮における式年造替の制度は、モノ自身は保存されないが、以前の形式と構造を厳密に踏襲することによって、長い歳月にわたって歴史的遺産を保存してきた好例として、世界的に知られています。日本の多くの木造建築の遺産が、優れた職人的技能によって維持されてきたことも周知のことです。また、日本の文化財保護法は、無形文化財や無形民俗文化財の指定保存を含むという点で、世界的にユニークな存在です。そのほか、日本における棚田の代表例として、国の名勝に昨年指定された「嬬捨 (田毎の月)」(長野県更埴市)は、その保存のために農耕の継続という無形の条件が前提とされています。

そのような点から考えても、日本はこの討論に積極的に参加し、世界に貢献する必要があります。実際、この主題と関わりが深い国々では、すでに国内や地域ブロックごとの討論が始まっています。日本も、そのような態勢を早く整えてゆくべきだと思います。

以下では、Intangible Heritage という主題が提起された経過や、現在まで発表された報告の内容をたどり、今後の会員諸兄の討論の材料にしたいと思います。

2 主題決定の理由と現在までの討論の経過

Intangible Heritage が主題に選ばれた理由は、イコモス事務局長に再選されたジャン・ルイ・ルクセン氏の就任メッセージ (ICOMOS NEWS Vol. 9, No. 3) のなかに、つぎのように述べられています。

A next phase awaits us : at the request of our African colleagues and in view of the next General Assembly in Zimbabwe, we have chosen the theme <Intangible heritage>. This new approach was already raised during the debate on authenticity which referred to the meaning and significance of conservation for the human communities concerned, in reply to this other question : why conserve ?

In particular in Africa and Oceania, only an anthropological approach allows us to understand the values of the cultural heritage and the interrelation between human societies and their environment. A whole new field of study lies open to us.

この文から、主題として選ばれた直接的な理由が、アフリカ諸国の要請と、総会の場所がジムバブエであることによることが分かります。また、理論的な理由として、Intangible Heritage の問題が、すでに Authenticity の討議のなかで、保存の意味に関して提起されていることと、アフリカおよびオセアニアで文化遺産の価値を理解するために、特に重要な問題であることが述べられています。

Authenticityとの関係については、詳しくは説明されていませんが、奈良ドキュメントの Cultural Diversity and Heritage Diversityの項目(7)は、次のように述べています。

All cultures and societies are rooted in the particular forms and means of tangible and intangible expression which constitute their heritage, and these should be respected.

奈良コンフェレンスでの伊藤延男氏の Framing Presentation 報告も、特に <Intangible Cultural Heritage >の項目を設けて、日本の無形文化財や式年造替について紹介しています。

アフリカとオセアニアでこの主題が重要とされる理由は、地域の歴史的建物の大部分が、植物性の構造材料や土によって作られており、更新を繰り返して伝えられてきたからでしょうか。

最近送られてきた ICOMOS NEWSの次号 (Vol. 10, No. 1) には、このような提案に答えて、ルクセン氏のメッセージを添えて、オーストラリア・カナダ・フィンランドからの報告が掲載されています。

そのルクセン氏のメッセージのなかで重要なのは、次の箇所でしょう。

The chosen theme, as suggested by our African colleagues, is the intangible dimension of heritage. This follows on from our previous discussion topics. For an essential part, in fact, the authenticity of cultural heritage, this fundamental value to which we refer in our work, must take into account this intangible dimension, that is to say, the profound significance that a cultural property has in the eyes of the population directly concerned. This significance must be clearly formulated, so as to justify the recognition of this property and the conservation methods applied to it. It is on this rigorous condition that a certain relativism can be admitted in applying the criterion of authenticity, according to the typology of the cultural property and conception held in a particular cultural region.

このような主題の理解の仕方は、ルクセン氏の個人的なものと考えられますが、Authenticityという概念のなかに、いかに intangible dimension を取り入れてゆくかを中心課題としています。しかし、果して、このような枠組みのなかに収まるか、私は疑問のように思います。

またこのメッセージのなかには、これまで sub-Saharan Africa の各地でこの主題に関係して行われた多くの会議の名称も紹介されています。しかし、今までのところ、私が最も知りたく思う、その具体的な議論の内容は伝えられていません。

オーストラリア・カナダ・フィンランドからの報告の内容については、後で簡単に紹介しますが、この3国がいずれも国内に少数民族を含んでいることに注意すべきでしょう。

2 Intangible Heritage という言葉の定義

Intangible Heritageという総会討論の主題がすでに提起されましたが、それをどのように理解するのか、その概念としての明確な規定は、これまで一切行われていません。

その点について思い起こされるのは、<Authenticity> についても、かつてベニス憲章で使われたときには、やはり明確な概念規定がなかったことです。その点について、H. ストーベル氏は奈良コンファレンスで次のように皮肉な指摘をしています(同報告前文)。

The word is introduced without fanfare, without definition, without any sense of debates that will swirl around its use and meaning in the conservation world twenty-five years later.

しかし、最近の国連やEU等が主催する国際会議を見ると、ある主題について、明確な概念規定なしで開催される例が多いようです。これは、一つには言語が異なれば、同じ言葉でも意味内容に微妙な差異があるということもあり、また、広範な意味を持つ主題について討論する場合は、討論を重ねながらその意味を明確化してゆくのが適切である、という事情があると思います。Intangible Heritage の場合は、後者ではないでしょうか。

参考までに intangible という言葉の意味を辞書で調べると、本来は「触れることができない」(not capable of being touched) の意味であり、そこから実体のない (insubstantial)、ぼんやりした (vague) などの意味が派生しています。Intangible property は特許権などの無形資産を指します。

なおルクセン氏は、この主題の定義ではなく、討論の枠組みについて、先述のメッセージ (Vol. 9, No. 3) のなかで、次のように述べています。

However, during this new phase, again, we must retain our identity. Let us not get lost in insubstantial analyses of the various aspects of <intangible heritage>, including

customs, music, language, poetry and all the other forms of human expression however noble they may be. Rather, let us make sure that we consider the intangible heritage in its relation to the tangible heritage, the monuments and sites, which are our field of study and activity. Therefore, let us broaden our horizon, but let us do it from the basis of our field of professional expertise. Under these conditions our contribution to the general debate will be most fruitful.

これが現在のイコモスの mainstream の考えのようですが、これも今後の討論のなかで、アフリカ・オーストラリアその他の地域の現実からの挑戦を受けるような予感がします。

3 オーストラリア・カナダ・フィンランドからの報告

オーストラリアからの報告は、マリリン・C・トラスコット女史の執筆で、「〈Intangible Values〉 as Heritage in Australia」と題されています。トラスコットさんは、オーストラリア・イコモスの委員長を勤められたこともあり、Ethnic Minority の遺産の保存に尽力されてきました。

この報告でキーワードになっているのは〈Intangible Value〉です。この言葉に初めて接したときには、このような概念が果して成り立つのかという疑問を持ちましたが、報告を読み進めるうちに、その言わんとする意図が分かってきました。もちろん、用語の適否の問題は残りますが。

このような考えの背景になっているのは、オーストラリアが世界で最も著しい多文化社会 (multi-cultural society) の一つであることです。現在は千八百万の国民のうち、非英語圏の出自を持つ人が約三十パーセントを占めています。そしてこれらの人々は、自身の伝統的な Intangible Value を強力に維持しています。

この報告で特に強調されているのは、〈Heritage places with intangible values〉の存在です。その代表的例として、ウルル、カタ・ジュタ (有名なエアーズ・ロックを含む) を挙げています。

エアーズ・ロックは、先住民のアナング族にとって大きな聖なる意味を持っていました。かれらは、この聖なる岩には「夢の時代」と呼ばれる創造的な力が宿っていると信じており、そのことは岩面画や口伝で伝えられました。しかし、エアーズ・ロックが最初に世界遺産に登録された時は、自然遺産としてでした。その後、Spiritual Landscapeであることが認められて、複合遺産になりました。

もう一つの重要な内容は、バラ憲章 (1979) について、そのような反省に立って改訂の努力を繰り返して、1999年に現行のものが完成されたことです。その前文には、次のように書かれています。

Places of cultural significance enrich people's lives, often providing a deep and inspirational sense of connection to community and landscape, to the past and to lived experiences.

また、この改訂作業について、次のように述べているのも、注目されます。

These revisions recognise that a strong community involvement is essential to good heritage conservation and ensure that heritage conservation in Australia is not restricted to experts.

オーストラリアの報告は8ページの長文ですが、他の二つの報告は2ページの短いものです。カナダの報告の筆者は、イコモス・カナダの副委員長 (フランス語圏) のディヌ・ブムバル (Dinu Bumbaru) 氏で、「Tangible and Intangible—the obligation and desire to remember」と題されています。

その最初に、Intangible Heritage という主題は、ある人々にとっては、より伝統的なトピックからの、〈politically correct〉な転換に見え、また、アフリカの豊かな文化遺産や、西欧に比べてモニュメンの少ない固有文化に配慮したもののように見えるかも知れないが、そうではなく、すべての社会に関して重要性を持つものであるとし、次のように述べています。

Yet, our African colleagues help us to appreciate how much this theme is indeed common and relevant to all societies. Built heritage and sites in which we invest so much effort to preserve are after all, the vessels for cultural values, an intangible heritage.

この指摘はとても重要だと思います。そしてその次に、我々が探究すべき intangible dimension の例を三つ挙げています。第一は、The sacred、つまり多くのモニュメント等を創りだした精神的なものに関わる問題です。氏は、次のように問いかけます。

Can we remain exclusively technical, or look only at the state of the masonry or the style of one building?

二番目は、The trades (商業でなく、手職と解した方がよい) で、近代化によって伝統的な手職が危機に瀕していることを指摘し、その対応策として日本の人間国宝についても紹介しています。

三番目は Memory で、現代の情報技術の発展とともに、記憶の持続が短くなることを指摘し、今年11月のイコモス・カナダの総会は、〈Matter and Memory〉を主題に開かれると予告しています。

フィンランドからの報告は「The Intangible Heritage of Northern Europe」と題され、フィンランド・イコモス委員長アンナ・ヌルミ・ニールセン女史の執筆です。

その最初に、北欧に住む人々は、ラップ民族に限らず、その他の人々も、この地域の気候と自然条件との密接な関係のもとに現在も暮らしていると述べます。防寒的な住居を建てる能力を持つことが、この地域に住むために欠かせない技能の一つで、豊かな森林資源に恵まれたこの地域では、大部分の住居は、ほぼ千年にわたって、水平に木材を使ったログハウスでした。ログハウスを建てる技術は、都市の住居や、教会や鐘楼のようなモニュメンタルな建築でも使われました。

以前は専門の職人でなくても、ログハウスを建てることのできる人が多かったのですが、1960年代以降、急速にその技能が失われました。現在は歴史的建物の保存への関心が高まっていますが、そのための技能が失われていることを嘆いて、最後に次のように述べています。

I believe we need these skills not only in restoring our historic buildings, but also in maintaining our own identity.

4 結び

Intangible Heritage というイコモスの次回総会の討論主題について、以上のようなこれまでの討論の進み方から、私は次のように考えます。

- a. 対象とされている領域は、保存技術や伝統的な木造の技術のように、歴史的遺産の保存に直接的に関係するものから、〈Intangible Value〉〈Spiritual Landscape〉〈The sacred〉〈Memory〉のように、これまでイコモスで正面から取り組まれたことのない新しい領域を含んでいます。ルクセン氏は、A whole new field of study lies open to us. と述べていますが、私もこの主題は、将来の歴史的遺産の保存に非常に重要な意味を持っていると思います。
- b. この主題は、日本における保存の問題と密接に関係しています。すでに討論のなかで、日本の人間国宝が引用されているだけではありません。フィンランドにおける伝統的な木造の技能の継承の問題は、日本ではすでに積極的に取り組まれ、かなりの成果を上げています。また、オーストラリアにおける〈Heritage places with intangible values〉と、日本の起源の古い神社には、かなり共通した性格があるように思います。
- c. したがって日本のイコモス会員は、この課題の討論に積極的に参加すべきだと思います。日本は保存の分野ではもはや後進国ではありません。単に他の国々における討論の成果を輸入し応用するだけという、消極的な態度をとるべきではないでしょう。
- d. 具体的な今後の取り組み方については、理事会で検討していただきたいと思います。日本イコモスとして意見をまとめてゆくのが理想的ですが、それが困難ならば、討論参加を希望される方のグループを臨時に作って、そこで検討された成果を、順次 ICOMOS NEWS等に発表するのが良いと思います。討論の参加者は、イコモス会員に限定することなく、多くの関連分野の方々の参加を求めるべきでしょう。もちろん、会員が個人として、いろいろな国際的な討論に参加して、積極的に意見を発表されることも重要です。

(おわり)

“文化遺産”の保護協力事業推進のための国内拠点として 「ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所」を奈良に開設

工楽普通

事務所の設立 1999年8月1日に、アジア太平洋地域に所在する文化遺産の保護協力活動を行う国内拠点として、奈良市内に上記の事務所が設置された。1997年以来、文化庁では同地域における国際協力の在り方について調査研究する会議をもち、検討を続けてきた結果、具体的な方策として、文化遺産保護に関する国際協力事業の充実強化を図るための拠点を新たに設ける必要性が提案された。そこで、文化庁はこれまでに国際協力事業に実績のある財団法人ユネスコ・アジア文化センター（ACC）に、新たな事務所を設置するよう要請し、奈良県・奈良市の全面的な支援を得て奈良市内に開設が実現したのである。8月23日には、事務所が置かれた奈良県法連庁舎において、文化庁次長、奈良県知事、奈良市長、ACC理事長らのテープカットと開設記念式典が挙行されて新事務所がオープンした。所長には本会会員であり、大阪府立弥生文化博物館長の金関恕が就任した。事務所の組織は図の通りであり、昨年度は所長以下正職員5名で出発したが、本年度から6名となった。（図1）

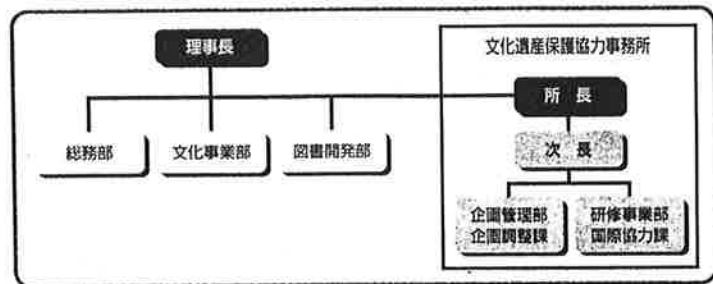


図1 ユネスコ・アジア文化センター組織図

事務所の課題 本事務所に課せられた仕事は沢山あるが、なかでも次の4点は当面の大きな課題と考えている。

- 第一はアジア・太平洋地域の文化遺産保護に関わる専門家に呼びかけて国際会議を開催し、文化遺産の保存、修復に関する国際協力の在り方等について情報交換の場を作ることである。さらに、専門研究者・技術者間のネットワーク作りを積極的に手助けするのも仕事だ。
- 第二は文化財保護に関連したデータベースを構築し、多くの利用者に情報を提供することである。関連する行政機関、研究機関、大学、学会、団体等の情報や、そこでおこなわれる文化財に関する各種研修情報と、各国の関連法制度に関する情報を提供することである。また、当該地域に所在する文化遺産に関する新しい情報を流すことも重要である。
- 第三は、アジア・太平洋地域に所在する文化遺産を調査・保存・修復するための技術者育成を目的とした研修を実施することである。当該地域の伝統と環境に育まれてきた特色ある文化遺産に応じた効果のある研修を継続的におこなう必要がある。本年は遺跡の調査・修復・保存に関する研修を、11月中旬より5週間、定員15名で実施する予定にしており、準備を進めている。また特定のテーマを限って、2ヶ月前後の個人研修も受け入れる予定である。
- 第四は、一般市民にむけて公開シンポジウムやセミナーを開催して、文化財についての知識を深めてもらうと共に、その保存に関して理解してもらえよう啓蒙活動を行うことである。また、学生等若い世代の人々に対しても文化財の普及に努める必要がある。

国際会議の開催 2000年2月末から3月初旬にかけて、当事務所が発足以来はじめての大仕事として、文化庁とユネスコ・アジア文化センターが主催する二つの国際会議を奈良県新公会堂で開催した。

その一は、2月29日（火）から3月3日（金）まで「アジア・太平洋地域文化遺産保護協力事業諮問会議」であり、当該地21ヶ国21名とユネスコおよびその関係機関から7名の参加者があった。（写真1・写真2 次ページに掲載）

その二は、3月3日（金）から3月6日（月）まで「アジア・太平洋地域における文化遺

産保護のための研修プログラム専門家会議」で、20ヶ国20名とユネスコ機関から7名の参加があった。両会議とも世界遺産に関する保護協力事業のあり方や文化財保存と修復、およびそれに伴う人材養成のための研修に焦点をあてた討議と意見交換をおこなった。
 (各国報告などを収めた会議報告書を作成中であり、『文化遺産ニュース』Vol.2 に概要を掲載している。)



写真1・2 本年2月29日に始まった国際会議風景(於:奈良県新公会堂)

セミナー等の開催 1999年9月23日(木・祝日)には、事務所開設記念セミナーとして「アジア・太平洋地域の文化遺産を考える」と題して二つの講演と鼎談を開催した。また、2000年3月7日(火)には、外国人専門家4人と日本人専門家3人による国際シンポジウム「世界遺産保護の重要性について考える」を開催した。会場は共に奈良県新公会堂能楽ホールであった。

きわめて小人数でスターとした奈良事務所ですが、アジア・太平洋地域の文化遺産保護に努めていく予定ですので、国内外の多くの関係機関、団体等々の皆様方のご理解とご支援を切にお願い申し上げます次第です。

ホームページ・アドレス <http://www.nara.accu.or.jp>



(財)ユネスコ・アジア文化センター 文化遺産保護協力事務所

Cultural Heritage Protection Cooperation Office,
Asia/Pacific Cultural Centre for UNESCO (ACCU)

〒630-8113 奈良市法蓮町757 奈良県法蓮庁舎1階
 Tel. (0742) 20-5001 Fax. (0742) 20-5701
 E-mail:nara@accu.or.jp
 Nara Prefectural Government "Horen" Office 1F 757, Horen-cho, Nara 630-8113 JAPAN

図2 事務所位置図

事務局日誌

(2000/3/1-2000/5/31)

2000年

- 3/1 イコモス本部のHenry CLEERE氏 (World Heritage Coordinator) より石井委員長宛に、世界遺産に推薦された「琉宮王国のグスク及び関連遺産群」に対するコメントを受けた事への謝辞のFAXを受領。
- 3/13 外務大臣河野洋平氏より石井委員長宛に、UNESCO事務局長に就任された松浦晃一郎氏を祝うレセプション(3/31 於外務省飯倉会館)の案内状を受領。
- 3/15 日本イコモス国内委員会の研究会(講演会)及び懇親会(4/15 5:00-8:00於学士会館)の案内DMを会員諸氏に発送。
- 3/22 [JAPAN ICOMOS INFORMATION]4-10を発行、会員諸氏に送付。
- 3/24 US/ICOMOS より、NEWSLETTER No.1, JANUARY-February 2000 を受領。
- 3/27 ICOMOS International Wood Committee のvoting member 村上裕道氏より The 12th ICOMOS International Symposium on the Conservation of Historic Timber Structures (Hue and Hoi An, Vietnam, 4/25-5/2, 2000)とICOMOS/UNESCO/Republic of Turkey International Conference [Earthquake-Safe: Lessons to be learned from Traditional Constructions](Istanbul, 11/16-18, 2000)の情報を受領。
- 3/29 ICOMOS International Wood Committeeの委員長および副委員長に昨年のメキシコ総会で就任された David MICHAELMORE、Andrew POWTER 両氏連名の挨拶状と、ベトナムとトルコでそれぞれ開催される2つの会議(上記)の案内を受領。
- 4/15 日本イコモス国内委員会2000年第2回拡大理事会開催(於学士会館 1:00-4:45)。
- 4/15 日本イコモス国内委員会研究会(講演会)(於学士会館 5:00-6:30)、引続き講師 Diana GERGOVA 氏を囲んでの懇親会(6:30-8:00)を開催。
- 4/17 4/15に開催された本年第2回拡大理事会に欠席の理事・監事・主査・顧問の諸氏に、当日の議案書と添付書類を送付。
- 4/17 イコモス本部よりICOMOS NEWS Vol.10 No.1 March 2000を受領。
- 4/24 イコモス本部より、2000年の日本イコモス会員名簿の確認および本部納入会費の明細書を受領。
- 4/24 イコモス本部より、1999年中に日本イコモスに入会された17名分の会員カードを受領。同日新入会員に会員カードを同封の上、会費納入のお願いを発送。
- 4/28 イコモス本部に2000年分の負担金 6800US\$を送金。
- 4/28 イコモス本部の Giora SOLAR氏 (Treasurer General)より石井委員長宛に、ICOMOS NEWSの送付方法についての意見を求める書簡を受領。委員長が対応。
- 5/3-5 ICOMOS International Legal Issues Committee の年次会議(於クロアチア)に voting member の河野俊行氏が参加。
- 5/10 US/ICOMOS International Summer Intern Program に応募された森田 守氏(日本イコモス推薦)が選考に合格された由、本人氏より報告とお礼の電話を受領。
- 5/19 Australia/ICOMOSより[NEWS] October 1999 Vol.19, No.3&4, February 2000 Vo.20 No.1を受領。
- 5/19 イコモス本部より CIRCULAR LETTER No.11 (Advisory Committee Meeting), No.12 (Election of the Advisory Committee President), No.13 (Reactivation of the ICOMOS Scientific Committee on Stone) および国内委員会連絡先(委員長、事務局)調査票を受領。
- 5/22 イコモス本部のHenry CLEERE氏 (World Heritage Coordinator) より石井委員長宛に、monitoring missionとしてフィリピンに派遣する専門家の紹介を依頼する書簡を受領。委員長が対応。
- 5/27-31 ICOMOS International Vernacular Architecture Committee の年次会議(於ギリシャ)にvoting member の前野まさる氏が参加。
- 5/29 日本イコモス研究会(6/24 1:30-4:30 JIA会館)の案内DMを会員諸氏に発送。

——お知らせ——

イコモス国内委員会 研究会 「近・現代建築の保存について考える」第4回

「ユネスコ世界遺産と近過去の建築」

日本イコモス国内委員会の2000年次事業の一つとして、標記の研究会を下記の通り開催します。
この研究会は公開としておりますので、お誘い合わせのうえ、奮ってご参加ください。

日 時：2000年6月24日(土) 午後1時半～4時半

場 所：JIA館(日本建築家協会) 3階セミナールーム

東京都渋谷区神宮前2-3-18 電話 03-3408-7125

講 演：益田兼房氏<オーセンティシティに関する一考察>「奈良コンファレンス」その後
野口英雄氏<20世紀の建築と世界文化遺産>ユネスコ本部からのレポート

司 会：田原幸夫氏

参加費：1,000円(会場費・資料代/学生は無料)

(事務局)

UNESCO & ICOMOS 主催

"MORE THAN TWO THOUSAND YEARS IN THE HISTORY OF ARCHITECTURE"

昨年度、何度かお知らせしました標記の国際会議は、当初、本年3月にベツレヘムとパリで連続的に開催される予定でしたが、大幅に延期・変更され、下記の通り、本年10月ベツレヘムのみでの開催されることとなりました。

期 間：2000年10月16日～19日

場 所：Bethlehem (Palestine)

参加費：US\$ 200 (US\$ 300 after 31 July 2000)

Further information : <http://www.unesco.org/archi2000>

Congress co-ordinators :

Isabelle Vinson tel.: 33-1-45.68.43.53 / e-mail: i.vinson@unesco.org

Dominique Caillier tel.: 33-1-45.68.41.85 / e-mail: d.caillier@unesco.org

詳しいことは、事務局までお問い合わせ下さい。

(広報担当：山田)

WORLD MONUMENTS WATCH/WORLD MONUMENTS FUND

NOMINATION FOR THE 2002 LIST OF 100 MOST ENDANGERED SITES

民間非営利団体であるWORLD MONUMENTS FUNDは、1996-99年の4年間で、51カ国92の危機に瀕した文化遺産に対して、総額約870万ドルにのぼる助成金を給付しました。

次期助成対象となる文化遺産の候補を指名するための書式が事務局に送付されております。

WORLD MONUMENTS FUND(WMF) : a private nonprofit organization established in 1965 to aid in the reservation of the world's artistic and architectural heritage.

WORLD MONUMENTS WATCH: under the auspices of the WMF, a global program aimed at identifying and preserving the world's endangered cultural heritage sites.

World Monuments Watch Program Calendar:

Deadline for the 2002 List of 100 site nominations : 1 Dec. 2000

Notification of the results of the selection panel : Jun/Aug. 2001

Announcement of the 2002 List of 100 : Oct/Nov. 2001

First opportunity to submit grant requests : Jan. 2002

詳しいことは、事務局までお問い合わせ下さい。

(広報担当：山田)

日本イコモス国内委員会・理事会 JAPAN-ICOMOS EXECUTIVE BOARD

President 委員長	石井 昭	Akira ISHII
Trustees 理事	稲葉 信子	Nobuko INABA
	上野 邦一	Kunikazu UENO
	岡田 保良	Yasuyoshi OKADA
	近藤 公夫	Kimio KONDOH
	田原 幸夫	Yukio TAHARA
	日高健一郎	Kenichiro HIDAKA
	藤木 良明	Yoshiaki FUJIKI
	藤本 強	Tsuyoshi FUJIMOTO
	前野 まさる	Masaru MAENO
	宮本 長二郎	Nagajiro MIYAMOTO
	宗田 好史	Yoshifumi MUNETA
	安原 啓示	Keiji YASUHARA
	山田 幸正	Yukimasa YAMADA
	渡辺 保弘	Yasuhiro WATANABE
Auditors 監事	石澤 良昭	Yoshiaki ISHIZAWA
	木原 啓吉	Keikichi KIHARA
Advisors 顧問	伊藤 延男	Nobuo ITO
	稲垣 栄三	Eizo INAGAKI
	坪井 清足	Kiyotari TSUBOI

小委員会 WORKING GROUPS

Chiefs 主査	益田 兼房	Kanefusa MASUDA
	羽生 修二	Shuji HANYU
	日高健一郎	Kenichiro HIDAKA
	稲葉 信子	Nobuko INABA

国際諸委員会参加者 REPRESENTATIVES TO INTERNATIONAL COMMITTEES

Executive Committee	西村 幸夫	Yukio NISHIMURA
Advisory Committee	石井 昭	Akira ISHII
Specialized Committee on: Archaeological Management	小野 昭	Akira ONO
	岸本 雅敏	Masatoshi KISHIMOTO
Structures	日高健一郎	Kenichiro HIDAKA
	坂本 功	Isao SAKAMOTO
Historic Towns and Villages	西澤 英和	Hidekazu NISHIZAWA
	福川 裕一	Yuichi FUKUKAWA
Underwater Cultural Heritage Training	上野 邦一	Kunikazu UENO
	荒木 伸介	Shinsuke ARAKI
Historic Gardens and Sites	稲葉 信子	Nobuko INABA
	工楽 善通	Yoshimichi KURAKU
Vernacular Architecture	杉尾 伸太郎	Shintaro SUGIO
	本中 眞	Makoto MOTONAKA
Wood	前野 まさる	Masaru MAENO
	大河 直躬	Naomi OKAWA
Earthen Structures	村上 裕道	Yasumichi MURAKAMI
	伊藤 延男	Nobuo ITO
Cultural Tourism	松本 修自	Shuji MATSUMOTO
	渡辺 保弘	Yasuhiro WATANABE
Legal Issues	岡田 保良	Yasuyoshi OKADA
	宗田 好史	Yoshifumi MUNETA
Photogrammetry	石井 昭	Akira ISHII
	河野 俊行	Toshiyuki KONO
Cultural Corridors	西村 康	Yasushi NISHIMURA
	杉尾 邦江	Kunie SUGIO
Stone	西浦 忠輝	Tadateru NISHIURA
	益田 兼房	Kanefusa MASUDA
Risk Preparedness		



JAPAN ICOMOS INFORMATION

Vol.4, No.11 19 Jun. 2000

日本イコモス国内委員会 委員長 石井 昭

事務局 担当理事 渡辺保弘 職員 我妻綾子

〒169-0072 東京都新宿区大久保 3-9-5-113 (株)文化財工学研究所 気付

JAPAN-ICOMOS OFFICE

c/o Bunkazai Kougaku Kenkyusho

3-9-5-113 Okubo, Shinjuku-ku, Tokyo 169-0072, Japan

Tel.03-3200-9355 Fax.03-3200-9423